

令和元年度決算に係る定期監査結果に対する措置状況

1 指摘事項

(1) 共通的事項

報酬等の支出負担行為の遅延

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																																								
<b>福祉保健部</b> ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会第1回推進会議外4件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	報酬等の支出負担行為を行う時期については、会計規則を所管する会計指導課において、会議開催の前後いずれで事務を処理しても差し支えない取扱いとしていた。 報酬及び報償費については、支出負担行為として整理する時期を一律に「支出決定のとき」としていたが、役務の提供を受ける前にその時期及び支払額が予定されている場合は、役務の提供を受ける日を支出負担行為として整理する時期とするよう見直し、審議会・協議会等の構成員、講演会講師、部活指導者等に対する謝礼は「役務の提供を受けるとき、又は支出決定のとき」を支出負担行為として整理する時期とする運用方針に規定した。 また、運用方針及び会計事務処理要領を改正し、定例的及び定額で源泉徴収の取扱いが明確なもの（審議会・協議会に要する報酬及び報償費等）については、支出負担行為兼仕訳書により支出負担行為を行うことができるよう見直した。 研修、実地検査等において適正な事務処理を周知徹底する。																																																																																								
	・発生の原因:担当者及び上司の進管理不足 ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会推進会議 (16名)</td> <td>報酬</td> <td>147,200</td> <td rowspan="2">R1. 5.15</td> <td rowspan="2">R1. 5.21</td> <td rowspan="2">R1. 5.21</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>37,635</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>9,200</td> <td rowspan="2">R1. 5.16</td> <td rowspan="2">R1. 5.16</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>2,350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2回 (19名)</td> <td>報酬</td> <td>174,800</td> <td rowspan="2">R1.11.19</td> <td rowspan="2">R1.11.27</td> <td rowspan="2">R1.11.28</td> <td rowspan="2">9日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>45,570</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>9,200</td> <td rowspan="2">R1.11.21</td> <td rowspan="2">R1.11.21</td> <td rowspan="2">2日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回鳥取県手話施設推進協議会 (9名)</td> <td>報酬</td> <td>61,200</td> <td rowspan="2">R1. 6. 3</td> <td rowspan="2">R1. 6.13</td> <td rowspan="2">R1. 6.13</td> <td rowspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>10,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1回鳥取県障害者施設推進協議会 (17名)</td> <td>報酬</td> <td>163,200</td> <td rowspan="3">R1. 7.23</td> <td rowspan="3">R1. 7.24</td> <td rowspan="3">R1. 7.24</td> <td rowspan="3">1日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>42,310</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回鳥取県自立支援協議会就労支援専門部会 (11名)</td> <td>報酬</td> <td>24,000</td> <td rowspan="2">R1.10. 3</td> <td rowspan="2">R1.10.29</td> <td rowspan="2">R1.10.29</td> <td rowspan="2">26日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償 特別旅費</td> <td>8,000 21,000</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会推進会議 (16名)	報酬	147,200	R1. 5.15	R1. 5.21	R1. 5.21		費用弁償	37,635	報酬	9,200	R1. 5.16	R1. 5.16	1日	費用弁償	2,350	第2回 (19名)	報酬	174,800	R1.11.19	R1.11.27	R1.11.28	9日	費用弁償	45,570	報酬	9,200	R1.11.21	R1.11.21	2日	費用弁償	2,230	第1回鳥取県手話施設推進協議会 (9名)	報酬	61,200	R1. 6. 3	R1. 6.13	R1. 6.13	10日	費用弁償	10,100	第1回鳥取県障害者施設推進協議会 (17名)	報酬	163,200	R1. 7.23	R1. 7.24	R1. 7.24	1日	費用弁償	42,310	特別旅費	75	第1回鳥取県自立支援協議会就労支援専門部会 (11名)	報酬	24,000	R1.10. 3	R1.10.29	R1.10.29	26日	費用弁償 特別旅費	8,000 21,000																					
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																																																				
鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会推進会議 (16名)	報酬	147,200	R1. 5.15	R1. 5.21	R1. 5.21																																																																																					
	費用弁償	37,635																																																																																								
	報酬	9,200	R1. 5.16	R1. 5.16	1日																																																																																					
	費用弁償	2,350																																																																																								
第2回 (19名)	報酬	174,800	R1.11.19	R1.11.27	R1.11.28	9日																																																																																				
	費用弁償	45,570																																																																																								
	報酬	9,200	R1.11.21	R1.11.21	2日																																																																																					
	費用弁償	2,230																																																																																								
第1回鳥取県手話施設推進協議会 (9名)	報酬	61,200	R1. 6. 3	R1. 6.13	R1. 6.13	10日																																																																																				
	費用弁償	10,100																																																																																								
第1回鳥取県障害者施設推進協議会 (17名)	報酬	163,200	R1. 7.23	R1. 7.24	R1. 7.24	1日																																																																																				
	費用弁償	42,310																																																																																								
	特別旅費	75																																																																																								
第1回鳥取県自立支援協議会就労支援専門部会 (11名)	報酬	24,000	R1.10. 3	R1.10.29	R1.10.29	26日																																																																																				
	費用弁償 特別旅費	8,000 21,000																																																																																								
<b>生活環境部</b> くらしの安心局水環境保全課	第1回湖山池環境モニタリング委員会外8件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	・発生の原因:担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1回湖山池環境モニタリング委員会 (8名)</td> <td>報酬</td> <td>56,000</td> <td rowspan="2">R1. 7.10</td> <td rowspan="2">R1. 7.19</td> <td rowspan="2">R1. 7.22</td> <td rowspan="2">12日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>14,860</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県環境審議会温泉・地下水部会 (4名)</td> <td>報酬</td> <td>40,800</td> <td rowspan="2">R1. 9.30</td> <td rowspan="2">R1.10. 1</td> <td rowspan="2">R1.10. 2</td> <td rowspan="2">2日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>25,425</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県環境審議会第1回大気・水質部会 (4名)</td> <td>報酬</td> <td>40,800</td> <td rowspan="2">R1.10. 1</td> <td rowspan="2">R1.10.15</td> <td rowspan="2">R1.10.17</td> <td rowspan="2">16日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>20,540</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県環境審議会第2回大気・水質部会 (5名)</td> <td>報酬</td> <td>51,000</td> <td rowspan="2">R1.12.20</td> <td rowspan="2">R2. 1.16</td> <td rowspan="2">R2. 1.21</td> <td rowspan="2">1か月1日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>21,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回湖山池の汽水化に伴う周辺環境等の変化に関する評価の検討会 (8名)</td> <td>報酬</td> <td>49,000</td> <td rowspan="2">R1.12.16</td> <td rowspan="2">R1.12.19</td> <td rowspan="2">R1.12.26</td> <td rowspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>41,565</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道広域化・共同化検討トップセミナー (2名)</td> <td>報償費</td> <td>150,000</td> <td rowspan="2">R1. 5.22</td> <td rowspan="2">R1. 5.22</td> <td rowspan="2">R1. 5.23</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>126,540</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)</td> <td>報償費</td> <td>36,400</td> <td rowspan="2">R1. 8.30</td> <td rowspan="2">R1. 9. 2</td> <td rowspan="2">R1. 9. 5</td> <td rowspan="2">6日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>17,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (6名)</td> <td>報償費</td> <td>45,500</td> <td rowspan="2">R1.12. 9</td> <td rowspan="2">R1.12.23</td> <td rowspan="2">R1.12.26</td> <td rowspan="2">17日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>78,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)</td> <td>報償費</td> <td>36,400</td> <td rowspan="2">R2. 3.16</td> <td rowspan="2">R2. 3.17</td> <td rowspan="2">R2. 3.19</td> <td rowspan="2">3日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>10,470</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	第1回湖山池環境モニタリング委員会 (8名)	報酬	56,000	R1. 7.10	R1. 7.19	R1. 7.22	12日	費用弁償	14,860	鳥取県環境審議会温泉・地下水部会 (4名)	報酬	40,800	R1. 9.30	R1.10. 1	R1.10. 2	2日	費用弁償	25,425	鳥取県環境審議会第1回大気・水質部会 (4名)	報酬	40,800	R1.10. 1	R1.10.15	R1.10.17	16日	費用弁償	20,540	鳥取県環境審議会第2回大気・水質部会 (5名)	報酬	51,000	R1.12.20	R2. 1.16	R2. 1.21	1か月1日	費用弁償	21,200	第1回湖山池の汽水化に伴う周辺環境等の変化に関する評価の検討会 (8名)	報酬	49,000	R1.12.16	R1.12.19	R1.12.26	10日	費用弁償	41,565	上下水道広域化・共同化検討トップセミナー (2名)	報償費	150,000	R1. 5.22	R1. 5.22	R1. 5.23	1日	特別旅費	126,540	第1回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費	36,400	R1. 8.30	R1. 9. 2	R1. 9. 5	6日	特別旅費	17,700	第2回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (6名)	報償費	45,500	R1.12. 9	R1.12.23	R1.12.26	17日	特別旅費	78,280	第3回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費	36,400	R2. 3.16	R2. 3.17	R2. 3.19	3日	特別旅費	10,470	
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																																																				
第1回湖山池環境モニタリング委員会 (8名)	報酬	56,000	R1. 7.10	R1. 7.19	R1. 7.22	12日																																																																																				
	費用弁償	14,860																																																																																								
鳥取県環境審議会温泉・地下水部会 (4名)	報酬	40,800	R1. 9.30	R1.10. 1	R1.10. 2	2日																																																																																				
	費用弁償	25,425																																																																																								
鳥取県環境審議会第1回大気・水質部会 (4名)	報酬	40,800	R1.10. 1	R1.10.15	R1.10.17	16日																																																																																				
	費用弁償	20,540																																																																																								
鳥取県環境審議会第2回大気・水質部会 (5名)	報酬	51,000	R1.12.20	R2. 1.16	R2. 1.21	1か月1日																																																																																				
	費用弁償	21,200																																																																																								
第1回湖山池の汽水化に伴う周辺環境等の変化に関する評価の検討会 (8名)	報酬	49,000	R1.12.16	R1.12.19	R1.12.26	10日																																																																																				
	費用弁償	41,565																																																																																								
上下水道広域化・共同化検討トップセミナー (2名)	報償費	150,000	R1. 5.22	R1. 5.22	R1. 5.23	1日																																																																																				
	特別旅費	126,540																																																																																								
第1回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費	36,400	R1. 8.30	R1. 9. 2	R1. 9. 5	6日																																																																																				
	特別旅費	17,700																																																																																								
第2回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (6名)	報償費	45,500	R1.12. 9	R1.12.23	R1.12.26	17日																																																																																				
	特別旅費	78,280																																																																																								
第3回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費	36,400	R2. 3.16	R2. 3.17	R2. 3.19	3日																																																																																				
	特別旅費	10,470																																																																																								
<b>農林水産部</b> 農業振興戦略監生産振興課	第3回特別栽培農産物審査分科会及び有機農産物判定分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	・支出対象者:4名 ・科目及び金額:報酬 36,800円、費用弁償 8,640円 ・開催日:R1.12.26 ・支出負担行為起案日:R1.12.26																																																																																								

機関名	指摘内容	講じた措置																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出負担行為決裁日：R1. 12. 27</li> <li>・ <b>遅延日数：1日</b></li> <li>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																																																												
農業振興戦略監畜産課	<p>鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回）外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回） (5名)</td> <td>報償費</td> <td>46,000</td> <td>R1. 8. 19</td> <td>R1. 9. 4</td> <td>R1. 9. 5</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>53,085</td> <td></td> <td>R1. 9. 4</td> <td>R1. 9. 5</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（12/9） (5名)</td> <td>報償費</td> <td>46,000</td> <td>R1. 12. 9</td> <td>R1. 12. 13</td> <td>R1. 12. 18</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>56,565</td> <td></td> <td>R1. 12. 13</td> <td>R1. 12. 18</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第18回鳥取県和牛再生ステップアップ協議会 (7名)</td> <td>報償費</td> <td>21,000</td> <td>R2. 2. 5</td> <td>R2. 3. 10</td> <td>R2. 3. 16</td> <td>1か月11日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>4,400</td> <td></td> <td>R2. 3. 23</td> <td>R2. 3. 27</td> <td>1か月22日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県和牛改良委員会 (8名)</td> <td>報償費</td> <td>42,400</td> <td>R2. 2. 18</td> <td>R2. 3. 10</td> <td>R2. 3. 23</td> <td>1か月5日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td>46,075</td> <td></td> <td>R2. 3. 9</td> <td>R2. 3. 16</td> <td>27日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延日数	鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回） (5名)	報償費	46,000	R1. 8. 19	R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日	特別旅費	53,085		R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日	鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（12/9） (5名)	報償費	46,000	R1. 12. 9	R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日	特別旅費	56,565		R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日	第18回鳥取県和牛再生ステップアップ協議会 (7名)	報償費	21,000	R2. 2. 5	R2. 3. 10	R2. 3. 16	1か月11日	特別旅費	4,400		R2. 3. 23	R2. 3. 27	1か月22日	鳥取県和牛改良委員会 (8名)	報償費	42,400	R2. 2. 18	R2. 3. 10	R2. 3. 23	1か月5日	特別旅費	46,075		R2. 3. 9	R2. 3. 16	27日
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延日数																																																							
鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回） (5名)	報償費	46,000	R1. 8. 19	R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日																																																							
	特別旅費	53,085		R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日																																																							
鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（12/9） (5名)	報償費	46,000	R1. 12. 9	R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日																																																							
	特別旅費	56,565		R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日																																																							
第18回鳥取県和牛再生ステップアップ協議会 (7名)	報償費	21,000	R2. 2. 5	R2. 3. 10	R2. 3. 16	1か月11日																																																							
	特別旅費	4,400		R2. 3. 23	R2. 3. 27	1か月22日																																																							
鳥取県和牛改良委員会 (8名)	報償費	42,400	R2. 2. 18	R2. 3. 10	R2. 3. 23	1か月5日																																																							
	特別旅費	46,075		R2. 3. 9	R2. 3. 16	27日																																																							
森林・林業振興局林政企画課	<p>鳥取県森林審議会外2件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取県森林審議会 (13名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>132,600 17,100</td> <td>R1. 8. 28</td> <td>R1. 9. 4</td> <td>R1. 9. 6</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>架線集材研修 (1名)</td> <td>報償費 30,000</td> <td>R1. 7. 11 ～12</td> <td>R1. 7. 24</td> <td>R1. 7. 24 (R1. 7. 8)</td> <td>13日</td> </tr> <tr> <td>林業技術研修会 (1団体)</td> <td>報償費</td> <td>50,000</td> <td>R1. 7. 17 ～18</td> <td>R1. 7. 24</td> <td>R1. 7. 24 (R1. 7. 8)</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)	遅延日数	鳥取県森林審議会 (13名)	報酬 費用弁償	132,600 17,100	R1. 8. 28	R1. 9. 4	R1. 9. 6	9日	架線集材研修 (1名)	報償費 30,000	R1. 7. 11 ～12	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	13日	林業技術研修会 (1団体)	報償費	50,000	R1. 7. 17 ～18	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	7日																																
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)	遅延日数																																																							
鳥取県森林審議会 (13名)	報酬 費用弁償	132,600 17,100	R1. 8. 28	R1. 9. 4	R1. 9. 6	9日																																																							
	架線集材研修 (1名)	報償費 30,000	R1. 7. 11 ～12	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	13日																																																							
林業技術研修会 (1団体)	報償費	50,000	R1. 7. 17 ～18	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	7日																																																							

機関名	指摘内容	講じた措置																																																					
森林・林業振興局森林づくり推進課	<p>第1回鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会外5件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳥取県森林環境 保全税関連事業 評価委員会</td> <td>第1回 (10名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>92,000 20,660</td> <td>R1. 6. 24</td> <td>R1. 6. 28</td> <td>R1. 6. 28</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>第2回 (10名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>92,000 20,700</td> <td>R1. 10. 2</td> <td>R1. 10. 3</td> <td>R1. 10. 10</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>第3回 (10名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>92,000 20,700</td> <td>R2. 1. 9</td> <td>R2. 1. 14</td> <td>R2. 1. 14</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>第4回 (7名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>64,400 18,160</td> <td>R2. 3. 18</td> <td>R2. 3. 19</td> <td>R2. 3. 25</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県緑化関連表彰審査 会原画専門部会</td> <td>(3名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>13,800 3,360</td> <td>R1. 10. 21</td> <td>R1. 10. 25</td> <td>R1. 10. 30</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県緑化関連表彰審査 会</td> <td>(6名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>55,200 2,975</td> <td>R2. 3. 12</td> <td>R2. 3. 10</td> <td>R2. 3. 16</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)		科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	鳥取県森林環境 保全税関連事業 評価委員会	第1回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,660	R1. 6. 24	R1. 6. 28	R1. 6. 28	4日	第2回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,700	R1. 10. 2	R1. 10. 3	R1. 10. 10	8日	第3回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,700	R2. 1. 9	R2. 1. 14	R2. 1. 14	5日	第4回 (7名)	報酬 費用弁償	64,400 18,160	R2. 3. 18	R2. 3. 19	R2. 3. 25	7日	鳥取県緑化関連表彰審査 会原画専門部会	(3名)	報酬 費用弁償	13,800 3,360	R1. 10. 21	R1. 10. 25	R1. 10. 30	9日	鳥取県緑化関連表彰審査 会	(6名)	報酬 費用弁償	55,200 2,975	R2. 3. 12	R2. 3. 10	R2. 3. 16	4日	
会議等名称 (支給対象者)		科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																
鳥取県森林環境 保全税関連事業 評価委員会	第1回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,660	R1. 6. 24	R1. 6. 28	R1. 6. 28	4日																																																
	第2回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,700	R1. 10. 2	R1. 10. 3	R1. 10. 10	8日																																																
	第3回 (10名)	報酬 費用弁償	92,000 20,700	R2. 1. 9	R2. 1. 14	R2. 1. 14	5日																																																
	第4回 (7名)	報酬 費用弁償	64,400 18,160	R2. 3. 18	R2. 3. 19	R2. 3. 25	7日																																																
鳥取県緑化関連表彰審査 会原画専門部会	(3名)	報酬 費用弁償	13,800 3,360	R1. 10. 21	R1. 10. 25	R1. 10. 30	9日																																																
鳥取県緑化関連表彰審査 会	(6名)	報酬 費用弁償	55,200 2,975	R2. 3. 12	R2. 3. 10	R2. 3. 16	4日																																																
水産振興局水産課	<p>中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：7名</li> <li>・科目及び金額：報償費 64,400円、特別旅費 4,450円</li> <li>・開催日：R1. 10. 18</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 11. 19 (報償費)、R1. 11. 14 (特別旅費)</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 11. 20</li> <li>・遅延日数：1か月2日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </div>																																																						
東部農林事務所	<p>鳥取県東部地区農業関係プラン審査会(第1回)外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥取県東部地区 農業関係プラン 審査会</td> <td>第1回 (4名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>36,800 3,500</td> <td>R1. 6. 27</td> <td>R1. 7. 8 R1. 7. 8</td> <td>R1. 7. 9 R1. 7. 9</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現地視察 (4名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>36,800 3,640</td> <td>R1. 10. 25</td> <td>R1. 10. 28 R1. 10. 30</td> <td>R1. 10. 29 R1. 10. 31</td> <td>4日 6日</td> </tr> <tr> <td>第2回 (4名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>36,800 3,520</td> <td>R1. 11. 27</td> <td>R1. 11. 29 R1. 11. 29</td> <td>R1. 12. 2 R1. 12. 2</td> <td>5日 5日</td> </tr> <tr> <td>第3回 (4名)</td> <td>報酬</td> <td>36,800</td> <td>R2. 1. 30</td> <td>R2. 2. 3</td> <td>R2. 2. 4</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)		科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	鳥取県東部地区 農業関係プラン 審査会	第1回 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,500	R1. 6. 27	R1. 7. 8 R1. 7. 8	R1. 7. 9 R1. 7. 9	12日	現地視察 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,640	R1. 10. 25	R1. 10. 28 R1. 10. 30	R1. 10. 29 R1. 10. 31	4日 6日	第2回 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,520	R1. 11. 27	R1. 11. 29 R1. 11. 29	R1. 12. 2 R1. 12. 2	5日 5日	第3回 (4名)	報酬	36,800	R2. 1. 30	R2. 2. 3	R2. 2. 4	5日																	
会議等名称 (支給対象者)		科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																
鳥取県東部地区 農業関係プラン 審査会	第1回 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,500	R1. 6. 27	R1. 7. 8 R1. 7. 8	R1. 7. 9 R1. 7. 9	12日																																																
	現地視察 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,640	R1. 10. 25	R1. 10. 28 R1. 10. 30	R1. 10. 29 R1. 10. 31	4日 6日																																																
		第2回 (4名)	報酬 費用弁償	36,800 3,520	R1. 11. 27	R1. 11. 29 R1. 11. 29	R1. 12. 2 R1. 12. 2	5日 5日																																															
第3回 (4名)	報酬	36,800	R2. 1. 30	R2. 2. 3	R2. 2. 4	5日																																																	

機関名	指摘内容	講じた措置																																
畜産試験場	<p>第1回鳥取県和牛産肉能力検定委員会外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳥取県和牛産肉 能力検定委員会</td> <td>第1回 (11名) 報酬 費用弁償</td> <td>55,000 24,250</td> <td>R1. 6. 11</td> <td>R1. 7. 5 R1. 7. 5</td> <td>R1. 7. 8 R1. 7. 8</td> <td>27日 27日</td> </tr> <tr> <td>第2回 (10名) 報酬 費用弁償</td> <td>50,000 24,450</td> <td>R1. 8. 7</td> <td>R1. 8. 23</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>19日</td> </tr> <tr> <td>第3回 (10名) 報酬 費用弁償</td> <td>50,000 17,200</td> <td>R1. 11. 26</td> <td>R1. 11. 29</td> <td>R1. 11. 29</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>第4回 (7名) 報酬 費用弁償</td> <td>35,000 15,250</td> <td>R2. 2. 10</td> <td>R2. 3. 4</td> <td>R2. 3. 4</td> <td>23日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	鳥取県和牛産肉 能力検定委員会	第1回 (11名) 報酬 費用弁償	55,000 24,250	R1. 6. 11	R1. 7. 5 R1. 7. 5	R1. 7. 8 R1. 7. 8	27日 27日	第2回 (10名) 報酬 費用弁償	50,000 24,450	R1. 8. 7	R1. 8. 23	R1. 8. 26	19日	第3回 (10名) 報酬 費用弁償	50,000 17,200	R1. 11. 26	R1. 11. 29	R1. 11. 29	3日	第4回 (7名) 報酬 費用弁償	35,000 15,250	R2. 2. 10	R2. 3. 4	R2. 3. 4	23日	
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																												
鳥取県和牛産肉 能力検定委員会	第1回 (11名) 報酬 費用弁償	55,000 24,250	R1. 6. 11	R1. 7. 5 R1. 7. 5	R1. 7. 8 R1. 7. 8	27日 27日																												
	第2回 (10名) 報酬 費用弁償	50,000 24,450	R1. 8. 7	R1. 8. 23	R1. 8. 26	19日																												
	第3回 (10名) 報酬 費用弁償	50,000 17,200	R1. 11. 26	R1. 11. 29	R1. 11. 29	3日																												
	第4回 (7名) 報酬 費用弁償	35,000 15,250	R2. 2. 10	R2. 3. 4	R2. 3. 4	23日																												
林業試験場	<p>CLTの「反り」発生に関する共同調査の検討会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：2名</li> <li>・科目及び金額：報償費 71,500円、特別旅費 99,520円</li> <li>・開催日：R1. 8. 31～9. 1</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 3</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 5</li> <li>・遅延日数：5日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																																	
総合事務所 中部総合事務所農林局	<p>中部農林局人権研修に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：1名</li> <li>・科目及び金額：報償費 18,000円、特別旅費 100円</li> <li>・開催日：R1. 8. 30</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 2</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 3</li> <li>・遅延日数：4日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																																	
教育委員会 教育環境課	<p>第1回鳥取県ICT活用教育推進チーム会議に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：2名</li> <li>・科目及び金額：報償費 40,000円、特別旅費 93,040円</li> <li>・開催日：R1. 8. 6</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 6</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 9</li> <li>・遅延日数：1か月3日</li> </ul>																																	

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																																																																																					
特別支援教育課	<p>鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回）外10件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </div> <table border="1" data-bbox="368 613 906 1048"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回） (2名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>18,400 2,325</td> <td>R1. 7. 1</td> <td>R1. 7. 1</td> <td>R1. 7. 5</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会喫茶部門（第1回） (3名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>27,600 5,700</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>R1. 8. 28</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会清掃部門（第1回） (5名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>46,000 10,300</td> <td>R1. 8. 28</td> <td>R1. 8. 29</td> <td>R1. 8. 29</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第2回） (2名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>18,400 2,300</td> <td>R2. 2. 27</td> <td>R2. 2. 28</td> <td>R2. 3. 3</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第2回） (8名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>73,600 20,100</td> <td>R1. 12. 19</td> <td>R1. 12. 20</td> <td>R1. 12. 23</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第3回） (9名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>82,800 20,100</td> <td>R2. 1. 16</td> <td>R2. 1. 21</td> <td>R2. 1. 21</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>27,600 7,025</td> <td>R1. 12. 20</td> <td>R1. 12. 23</td> <td>R1. 12. 24</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>90,000 38,830</td> <td>R1. 7. 27 ～28</td> <td>R1. 7. 29</td> <td>R1. 7. 30</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>90,000 76,352</td> <td>R1. 7. 29 ～30</td> <td>R1. 7. 29</td> <td>R1. 7. 30</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>90,000 63,432</td> <td>R1. 8. 24 ～25</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア教職員研修会（1名）</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>24,000 200</td> <td>R1. 8. 21</td> <td>R1. 8. 26</td> <td>R1. 8. 28</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table>	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,325	R1. 7. 1	R1. 7. 1	R1. 7. 5	4日	鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会喫茶部門（第1回） (3名)	報酬 費用弁償	27,600 5,700	R1. 8. 26	R1. 8. 26	R1. 8. 28	2日	鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会清掃部門（第1回） (5名)	報酬 費用弁償	46,000 10,300	R1. 8. 28	R1. 8. 29	R1. 8. 29	1日	鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第2回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,300	R2. 2. 27	R2. 2. 28	R2. 3. 3	5日	鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第2回） (8名)	報酬 費用弁償	73,600 20,100	R1. 12. 19	R1. 12. 20	R1. 12. 23	4日	鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第3回） (9名)	報酬 費用弁償	82,800 20,100	R2. 1. 16	R2. 1. 21	R2. 1. 21	5日	鳥取県特別支援推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会	報酬 費用弁償	27,600 7,025	R1. 12. 20	R1. 12. 23	R1. 12. 24	4日	鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 38,830	R1. 7. 27 ～28	R1. 7. 29	R1. 7. 30	3日	鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 76,352	R1. 7. 29 ～30	R1. 7. 29	R1. 7. 30	1日	鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 63,432	R1. 8. 24 ～25	R1. 8. 26	R1. 8. 26	2日	医療的ケア教職員研修会（1名）	報償費 特別旅費	24,000 200	R1. 8. 21	R1. 8. 26	R1. 8. 28	7日	
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																																																
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,325	R1. 7. 1	R1. 7. 1	R1. 7. 5	4日																																																																																
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会喫茶部門（第1回） (3名)	報酬 費用弁償	27,600 5,700	R1. 8. 26	R1. 8. 26	R1. 8. 28	2日																																																																																
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会清掃部門（第1回） (5名)	報酬 費用弁償	46,000 10,300	R1. 8. 28	R1. 8. 29	R1. 8. 29	1日																																																																																
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第2回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,300	R2. 2. 27	R2. 2. 28	R2. 3. 3	5日																																																																																
鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第2回） (8名)	報酬 費用弁償	73,600 20,100	R1. 12. 19	R1. 12. 20	R1. 12. 23	4日																																																																																
鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会（第3回） (9名)	報酬 費用弁償	82,800 20,100	R2. 1. 16	R2. 1. 21	R2. 1. 21	5日																																																																																
鳥取県特別支援推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会	報酬 費用弁償	27,600 7,025	R1. 12. 20	R1. 12. 23	R1. 12. 24	4日																																																																																
鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 38,830	R1. 7. 27 ～28	R1. 7. 29	R1. 7. 30	3日																																																																																
鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 76,352	R1. 7. 29 ～30	R1. 7. 29	R1. 7. 30	1日																																																																																
鳥取県教育職員免許法認定講習（1名）	報償費 特別旅費	90,000 63,432	R1. 8. 24 ～25	R1. 8. 26	R1. 8. 26	2日																																																																																
医療的ケア教職員研修会（1名）	報償費 特別旅費	24,000 200	R1. 8. 21	R1. 8. 26	R1. 8. 28	7日																																																																																
西部教育局	<p>主体的・対話的で深い学びの実現による学力向上事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：1名</li> <li>・科目及び金額：報償費 30,000円、特別旅費 58,426円</li> <li>・実施日：R1. 9. 26</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 11. 19</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 11. 19</li> <li>・遅延日数：1か月23日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </div>																																																																																					
米子西高等学校	<p>第3学年人権教育講演会外1件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：人権教育推進支援事業を実施する際は、事前に人権教育課に事業計画書を提出し、必要経費の令達を受け支出負担行為を行うべきところ、事業計画書の提出が事業実施日間近となり、令達が開催日後となったため遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行</li> </ul> </div>																																																																																					

機関名	指摘内容					講じた措置		
	われていない							
	会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	令達日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)	遅延 日数
	第3学年人権教育 講演会 (1名)	報償費 特別旅費	8,000 450	H31. 4. 25	R1. 5. 9	R1. 5. 9	R 1. 5. 11 (H31. 4. 25)	16日
	第3学年人権教育 公開事業 (1名)	報償費 特別旅費	4,000 450	R 1. 5. 9	R1. 5. 21	R1. 5. 23	R 1. 5. 23	14日

(2) 個別事項

機関名	指摘内容	講じた措置																																																	
<p><b>交流人口拡大本部</b> 東京本部</p>	<p>雑入（鳥取県・岡山県共同アンテナショップ納付金）について、調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>概要：鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運營業務委託契約書に定める毎月の報告の受理が遅延したため、調定が遅延した。</p> <p>令和元年度から受託した事業者が、報告のためのデータのとりまとめや報告書作成に時間を要したこと及び報告書内容の確認や納付金算定対象売上高の確定に時間を要したことから、事業者からの正式な報告書や運営協議会事務局からの納付金一覧表（鳥取・岡山別の納付金額の端数調整は事務局が行う）が催促をしてもなかなか提出されなかつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：事業者の書類の提出遅延並びに担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額50万円以上で3か月以上の遅延及び合計額10万円以上で6か月以上の遅延）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="544 1189 1284 1335"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告期限</th> <th>報告書受理日</th> <th>調定金額(円)</th> <th>調定すべき日</th> <th>調定日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分</td> <td>R1. 5.10</td> <td>R2. 2.10</td> <td>148,596</td> <td>R1. 6.10</td> <td>R2. 2.12</td> <td>8か月2日</td> </tr> <tr> <td>5月分</td> <td>R1. 6.10</td> <td>＃</td> <td>531,284</td> <td>R1. 7.11</td> <td>＃</td> <td>7か月1日</td> </tr> <tr> <td>6月分</td> <td>R1. 7.10</td> <td>＃</td> <td>514,571</td> <td>R1. 8.13</td> <td>＃</td> <td>5か月30日</td> </tr> <tr> <td>7月分</td> <td>R1. 8.10</td> <td>＃</td> <td>538,546</td> <td>R1. 9.10</td> <td>＃</td> <td>5か月2日</td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td>R1. 9.10</td> <td>＃</td> <td>516,163</td> <td>R1. 10.11</td> <td>＃</td> <td>4か月1日</td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>R1. 10.10</td> <td>＃</td> <td>580,561</td> <td>R1. 11.11</td> <td>＃</td> <td>3か月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>調定すべき日は、納入期限（報告期限の翌月末）から20日前の日とした。</p>	区分	報告期限	報告書受理日	調定金額(円)	調定すべき日	調定日	遅延日数	4月分	R1. 5.10	R2. 2.10	148,596	R1. 6.10	R2. 2.12	8か月2日	5月分	R1. 6.10	＃	531,284	R1. 7.11	＃	7か月1日	6月分	R1. 7.10	＃	514,571	R1. 8.13	＃	5か月30日	7月分	R1. 8.10	＃	538,546	R1. 9.10	＃	5か月2日	8月分	R1. 9.10	＃	516,163	R1. 10.11	＃	4か月1日	9月分	R1. 10.10	＃	580,561	R1. 11.11	＃	3か月1日	<p>令和元年度から受託した事業者との間で、納付金の算定の基礎となる売上高を定義するための協議に時間を要したこと、及び運営事業者が、報告のためのデータのとりまとめや報告書作成、両県による内容の確認に時間を要したことにより、結果的に事業者からの最終の報告書の提出が遅くなったことが原因である。</p> <p>なお、指摘を受け、本県、岡山県及び運営事業者間で納付金算定対象売上高の整理方針について合意し、現在はデータのとりまとめや報告書の作成についても、運営事業者は業務に慣れてきており、契約書で定める期限内に処理できるようになっている。</p> <p>また、再発防止のため、改めて今回指摘事項とされたことの重大性について運営事業者へ説明し、ともに再発防止に努めるよう理解を促した。</p> <p>さらに、運営事業者の交代時には、納付金算定売上高の整理方針について事前に三者で合意し、報告及び納付の期限を遵守するように運営事業者へ丁寧な説明を行うことで再発防止を図る。</p>
区分	報告期限	報告書受理日	調定金額(円)	調定すべき日	調定日	遅延日数																																													
4月分	R1. 5.10	R2. 2.10	148,596	R1. 6.10	R2. 2.12	8か月2日																																													
5月分	R1. 6.10	＃	531,284	R1. 7.11	＃	7か月1日																																													
6月分	R1. 7.10	＃	514,571	R1. 8.13	＃	5か月30日																																													
7月分	R1. 8.10	＃	538,546	R1. 9.10	＃	5か月2日																																													
8月分	R1. 9.10	＃	516,163	R1. 10.11	＃	4か月1日																																													
9月分	R1. 10.10	＃	580,561	R1. 11.11	＃	3か月1日																																													
<p>観光交流局 観光戦略課</p>	<p>サイクリングルートマップ（西部地区）作成業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。</p> <p><b>(1) 遑って契約していた。</b></p> <p>概要：同マップについて、令和2年3月22日の弓ヶ浜サイクリングロードの開通に合わせて改訂版の作成が必要であることが前年末にわかつたが、事業者の改訂作業に要する日数を確保するための調整が難航し、調整ができた時には、契約事務に係る日数がなかつたため、契約事務を後回しにしているうちに、契約伺（支出負担行為の起案）を失念した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法：随意契約（1者）</li> <li>・契約の相手方：(有) E</li> <li>・契約金額：1,749,800円</li> <li>・委託期間：R2. 1.14～R2. 3.23</li> </ul>	<p><b>(1) 遑って契約していた。</b></p> <p>担当者がマップの改訂作業を進める中で、契約事務を失念していたこと並びに副査及び上司による進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>契約事務が適切になされるよう職員の体制の整備及び事務の配分を行う。</p> <p>また、令和2年12月11日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに契約事務処理要領についての所属内研修を行い、周知徹底した。</p> <p><b>(2) 予定価格を決定していなかつた。</b></p> <p>担当者がマップの改訂作業を進める中で、予定価格調書の作成を失念していたこと並びに副査及び上司による進行管理が十分に行われていなかったこと</p>																																																	

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契 約 日 : R2. 1. 14</li> <li>・ 契約伺起案日 : R2. 3. 19</li> <li>・ 契約伺決裁日 : R2. 3. 19</li> <li>・ <b>遡り日数 : 2か月5日</b></li> <li>・ 発生の原因 : 担当者の失念及び上司の進行管理不足</li> <li>・ 指摘の考え方 : 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> <p><b>(2) 予定価格を決定していなかった。</b>  概要 : 発注伺を作成しておらず、契約伺時に契約の相手方からの参考見積書の見積金額と同額を予定価格として伺っていた。  なお、当該参考見積書は、予算残額内で委託できるかどうか、参考に見積依頼し取得したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考見積書受理日 : R2. 1. 10</li> <li>・ 参 考 見 積 額 : 1, 746, 800円</li> <li>・ <b>予 定 価 格 : 1, 746, 800円</b></li> <li>・ 発 生 の 原 因 : 担当者の失念及び上司の進行管理不足</li> <li>・ 指 摘 の 考 え 方 : 予定価格の未決定 (予定価格100万円以上)</li> </ul>	<p>が原因である。  契約事務が適切になされるよう職員体制・事務配分を行う。  また、令和2年12月11日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに契約事務処理要領についての所属内研修を行い、周知徹底した。</p>
<p>観光交流局 観光戦略課</p>	<p>外国人観光客倍増促進補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p> <p>概要 : 補助事業者へ月1回、督促電話は行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者 : 団体T</li> <li>・ 補 助 金 額 : 1, 000, 000円</li> <li>・ 事業完了日 : R1. 6. 30 (実績報告書に記載されている実施期間による。)</li> <li>・ 提 出 期 限 : R1. 7. 20</li> <li>・ 受 理 日 : R2. 3. 11</li> <li>・ <b>遅延日数 : 7か月20日</b></li> <li>・ 発生の原因 : 補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・ 指摘の考え方 : 実績報告書の受理が著しく遅延しているもの (6か月以上の遅延)</li> </ul>	<p>担当者が補助金交付要綱に基づき補助事業者に対して実績報告書の提出を督促したが、補助事業者の事業繁忙により実績報告書の提出が遅延したものである。  補助事業者に対して、補助金交付要綱に基づき事業完了後20日以内に実績報告書を提出する等、適切な事務手続を行うよう改めて指導を行った。  令和2年12月11日に、今回の指摘内容及び補助金事務の適切な実施を所属内に周知した。また、今年度に補助金交付決定を行っているものについて、実績報告書の提出が遅延しているものがないか改めて確認を行った。</p>
<p>危機管理局 消防防災課</p>	<p>危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要 : いずれも支出予定額が100万円以上の単価契約であったが、<b>予定価格調書の作成が省略可能な場合に該当すると誤認していたため作成していなかった。</b></p>	<p>随意契約かつ単価契約であったため、担当者が予定価格調書の作成が省略可能な場合に該当すると誤認したことによる。  契約手続は会計規則及び契約事務処理要領の規定に従って厳正に行うこととし、令和2年度分の契約からは、単価</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</li> </ul>	<p>契約の締結に当たっては、発注時に予定価格調書の作成省略が可能な場合の表（会計規則運用方針第127条関係）を添付して、予定価格調書を省略する場合は総支出予定額（単価×予定数量）が100万円未満であることを確認している。</p> <p>また、契約担当者は毎年必ず会計事務別研修会を受講し、会計規則及び契約事務処理要領を十分理解して業務を行う。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>たが、令和元年度に全額概算払を行っていることから令和2年度に予算は不要と考え、繰越明許費繰越申請書を総務部長へ提出しなかった。この繰越予算は繰越計算書に計上されず、6月議会へ報告がなされなかったため繰越予算が確定しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越明許費：R2.3.8承認議決日</li> <li>・繰越承認申請期限：R2.3.20</li> <li>・予算額：30,000,000円</li> <li>・支出負担行為額：30,000,000円</li> <li>・概算払額：30,000,000円</li> <li>・補助事業者の令和元年度支出額：0円</li> <li>・繰越申請すべき額：30,000,000円</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：予算執行の事務が著しく不適正</li> </ul> <p><b>(2) 繰越手続の不備により返納が生じた概算払補助金の精算の事務手続が遅延していた。</b></p> <p>概要：繰越手続を行わなかったため、令和元年度事業として精算すべきものを精算しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納すべき額：30,000,000円</li> <li>・進捗状況報告書：R2.4.14受理日</li> <li>・精算日：R2.8.6(返納通知書発行日)</li> <li>・返納日：R2.8.11</li> <li>・遅延日数：2か月11日 ※出納閉鎖日から返納日までを計算</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：他の区分に該当しない著しい不適正(年度をまたぐ精算)</li> </ul>	<p>きなかったことから、令和元年度事業として精算を行うこととし、令和2年8月6日に繰越予定であった30,000千円の返納について、補助事業者に対して通知した。</p> <p>令和2年8月11日に補助事業者から返納を受け入れた。</p> <p>令和2年7月1日に、課内で繰越に係る適正な事務手続の確認を行い、再発防止に向けて情報を共有した。</p> <p>また、会計専門研修会の資料を所属内で共有し、理解促進を図った。</p> <p><b>(2) 繰越手続の不備により返納が生じた概算払補助金の精算の事務手続が遅延していた。</b></p> <p>繰越明許費繰越申請書の提出は不要と誤認したこと上司が規則等を十分認識していなかったことが原因である。</p> <p>補助事業者に対して、令和元年度事業として精算すること及び繰越予定であった30,000千円の返納について、令和2年8月6日に通知した。</p> <p>令和2年8月11日に補助事業者から返納を受け入れた。</p> <p>令和2年7月1日に、課内で繰越に係る適正な事務手続の確認を行い、再発防止に向けて情報を共有した。</p> <p>また、会計専門研修会の資料を所属内で共有し、理解促進を図った。</p>
<p><b>農林水産部</b> 農業振興戦略監とっとり農業戦略課</p>	<p>スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、繰越手続が行われていないにもかかわらず、業務完了報告書の受理が翌年度となっていた。</p> <p>概要：契約書で業務完了報告書の提出期限を令和2年3月31日までとし、完了検査も同日までに行うよう定めていた。</p> <p>しかし、業務完了報告書に添付す</p>	<p>契約内容の変更に関し、契約事務等の手続に係る担当者の認識が不足していたこと並びに副査及び上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>同様の誤りが発生しないよう、所属内に正しい事務処理について周知・徹底した。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																					
	<p>る成果物等の作成が3月31日までにできないことが判明したため、受託者と協議して業務完了報告書の提出期限及び完了検査日を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者：(株) B</li> <li>・委託料：1,621,690円（確定額）</li> <li>・委託期間：H31. 4. 23～R2. 3. 31</li> <li>・協議日：R2. 3. 23</li> <li>・業務完了報告書：R2. 4. 23（添付書類 スマート農業技術実証報告会資料、令和元年度農業試験成績書、収支決算書）</li> </ul> <p><b>受 理 日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了検査日：R2. 4. 23</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：予算執行の事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>委託契約のチェックポイントにつき、事業担当の主査・副査間で関係規程を再確認するとともに、さらに上司も十分確認することを徹底した。</p> <p>また、令和2年度委託業務に関して、令和2年8月21日の会計実地検査での会計管理局の助言を受け、業務の適正実施について再度認識を共有した。</p> <p>併せて、会計専門研修会の内容を所属内で伝達研修し、理解促進を図った。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 976 785 1012">協議内容</th> <th data-bbox="785 976 1404 1012">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 1012 785 1048">業務完了報告書の提出期限</td> <td data-bbox="785 1012 1404 1048">委託期間終了後40日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1048 785 1084">完了検査日</td> <td data-bbox="785 1048 1404 1084">業務完了報告書を受理した日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table>		協議内容	変更後	業務完了報告書の提出期限	委託期間終了後40日以内	完了検査日	業務完了報告書を受理した日から10日以内															
協議内容	変更後																						
業務完了報告書の提出期限	委託期間終了後40日以内																						
完了検査日	業務完了報告書を受理した日から10日以内																						
水産振興局 水産課	<p>県営境港水産物地方卸売市場に係る消費税及び地方消費税について、過年度修正申告により延滞税を支出していた。</p> <p>概要：平成29年度分確定申告後、申告額の積算に誤りが見つかったため更正請求を行ったところ、広島国税局における審査の過程で、一般会計からの繰入金に係る算定根拠（特定収入と非特定収入の区分）等の誤りを指摘され、過去5年分の修正申告（追加納付）額に対して延滞税が発生したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の認識誤り</li> <li>・指摘の考え方：他の区分に該当しない著しい不適正（延滞税の支出）</li> </ul>	<p>消費税及び地方消費税の申告を行うに当たり、申告時の担当職員が、仕入税額控除の対象にならない特定収入を誤って控除対象として申告し、後任の担当者も同様に取り扱っていた。また、副査及び上司によるチェックも十分に行われていなかったため。</p> <p>令和2年3月30日に修正確定申告（追加納付）及び延滞税の納付を完了した。</p> <p>例年開催されている地方公共団体等を対象とした消費税研修会（主催：鳥取県総務部税務課）には、従来、担当者のみ出席していたが、今後は副査や確認者等複数人が受講することとする。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 2007 513 2042">区分</th> <th data-bbox="513 2007 753 2042">修正申告消費税額（円）</th> <th data-bbox="753 2007 896 2042">延滞税（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 2042 513 2078">H25年度分</td> <td data-bbox="513 2042 753 2078">1,287,000</td> <td data-bbox="753 2042 896 2078">36,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2078 513 2114">H26年度分</td> <td data-bbox="513 2078 753 2114">2,110,200</td> <td data-bbox="753 2078 896 2114">59,200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2114 513 2150">H27年度分</td> <td data-bbox="513 2114 753 2150">2,366,900</td> <td data-bbox="753 2114 896 2150">64,300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2150 513 2186">H28年度分</td> <td data-bbox="513 2150 753 2186">2,230,700</td> <td data-bbox="753 2150 896 2186">58,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2186 513 2222">H29年度分</td> <td data-bbox="513 2186 753 2222">1,577,900</td> <td data-bbox="753 2186 896 2222">40,800</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2222 513 2240">計</td> <td data-bbox="513 2222 753 2240">9,572,700</td> <td data-bbox="753 2222 896 2240">258,900</td> </tr> </tbody> </table>		区分	修正申告消費税額（円）	延滞税（円）	H25年度分	1,287,000	36,100	H26年度分	2,110,200	59,200	H27年度分	2,366,900	64,300	H28年度分	2,230,700	58,500	H29年度分	1,577,900	40,800	計	9,572,700	258,900
区分	修正申告消費税額（円）	延滞税（円）																					
H25年度分	1,287,000	36,100																					
H26年度分	2,110,200	59,200																					
H27年度分	2,366,900	64,300																					
H28年度分	2,230,700	58,500																					
H29年度分	1,577,900	40,800																					
計	9,572,700	258,900																					

機関名	指摘内容	講じた措置
栽培漁業センター	<p>行政財産（鳥取県栽培漁業センターの施設）について、目的外使用許可を行っていなかった。</p> <p>概要：栽培漁業センター（以下「センター」という。）内に入居している（公財）Xに、センターの施設を共同使用させているが、行政財産の目的外使用許可及びそれに伴う使用料免除の手続が行われていなかった。</p> <p>なお、使用許可の事務を行うセンターの職員が、（公財）Xの事務担当者を兼務している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用面積：建物6,224.70㎡、工作物2,471.86㎡（工作物は建物に含まれる面積）</li> <li>・使用期間：H31.4.1～R2.3.31（当初使用許可 H6.4.1）</li> <li>・使用料：全額免除（冷暖房費は除く。）（免除額：386,100円）</li> <li>・発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：財産の管理が著しく不適正</li> </ul>	<p>担当者が手続を行うことを失念していたこと及び上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>指摘を受け、令和2年3月に適用日を遡り使用許可を行った。</p> <p>なお、令和3年度分については、令和3年4月1日に使用許可を行った。</p> <p>必要な手続について進捗表を作成し、年度末において担当者及び上司がともに確認することを徹底する。</p>
栽培漁業センター	<p>物品（ドラフトチャンバー外60品）の貸付について、物品貸付伺書の作成等の一連の事務手続を行っていなかった。</p> <p>概要：センター内に入居している（公財）Xに、センターの物品を使用させているが、物品の貸付手続及びそれに伴う有償貸付とするか無償貸付とするかの判断が行われていなかった。</p> <p>なお、物品貸付の事務を行うセンターの職員が、（公財）Xの事務担当者を兼務している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付物品：ドラフトチャンバー（局所排気装置）外60品（取得価格計38,353,848円）</li> <li>・貸付期間：H31.4.1～R2.3.31</li> <li>・貸付料：無償貸付（県の委託業務、県との共同研究など県の業務と密接に関わる業務に使用する物品であることから、貸付料は当然に徴収する必要はないと考え、決裁権者による無償貸付の判断はされていなかった。）（物品の貸付料についての基準がないため、算定不能）</li> <li>・発生の原因：担当者の失念及び上司</li> </ul>	<p>担当者が手続を行うことを失念していたことと、そのことに関し上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>当該物品は種苗生産や飼育試験等県からの委託事業等を実施する際にセンターと共同使用しているもの（管理はセンター）であることから、物品事務取扱規則で規定されている貸付物品には当たらないため、貸付手続は不要とする。</p> <p>ただし、使用可能な物品やそれらの適切な使用等について明確にする必要があることを踏まえ、必要な使用物品を精査した上で、そのことを明示した通知をセンターから相手方に対し発出し、相手方と合意をしておくこととする。</p> <p>併せて、担当者において関係規定の内容を再確認するとともに、さらに上司も十分確認することを徹底した。</p> <p>また、会計専門研修資料の内容を所属内で伝達研修し、担当職員のみならず所属全体に周知徹底を図ることとする。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>の進行管理不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</li> </ul>	
<p><b>県土整備部</b> 技術企画課</p>	<p>鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p> <p>概要：補助事業者へ督促を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者：三朝町</li> <li>・補助金額：300,000円</li> <li>・事業完了日：H31. 4. 22</li> <li>・提出期限：R1. 5. 12</li> <li>・受理日：R2. 3. 11</li> <li>・<b>遅延日数：9か月30日</b></li> <li>・発生の原因：補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</li> </ul>	<p>補助事業者が事業完了後 20 日以内に実績報告書を提出する認識がなかったこと及び担当者が事業完了時期を把握しておらず補助事業者に対して催促等進行管理を行わなかったことによるものである。</p> <p>補助事業者に対して、補助金交付要綱に基づき事業完了後 20 日以内に実績報告書を提出する等適切な事務手続を行うよう指導を行った。</p> <p>交付申請時に事業完了予定日をチェックリストに記載した上で提出させ、担当者及び上司が複数人で進捗管理を行うことを徹底した。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>一般国道313号（倉吉関金道路）道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査（石塚廃寺東遺跡、大鴨遺跡）に係る委託契約について、見積合わせの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。</p> <p>概要：相手方を1者とする随意契約を行うこととし、（公財）Pに通知した見積依頼文では、提出期限並びに見積合わせの日時及び場所を通知していた。</p> <p>その後、<b>見積合わせ日時前であるにも関わらず、事業者から提出された封緘されていない封書から見積書を取り出し、受付印を押印していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限日：R2. 3. 23（月）</li> <li>・見積合わせ日時：R2. 3. 24（火）午前9時</li> <li>・予定価格：359,641,000円</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>担当者及び上司の会計規則等に係る認識不足により、相手方を1者とする随意契約であれば問題ないと誤認していたことによる。</p> <p>会計規則等に基づく手順等を再確認した。</p> <p>入札手順に沿ったチェックリストを作成し、適正な事務処理を行うことを徹底した。</p>
<p>河川課</p>	<p>雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調定額：936,185,254円</li> <li>・収入済額：3,000円</li> <li>・<b>未収金額：936,182,254円</b></li> <li>・智頭町内の土砂崩落（H14. 1）に係る</li> </ul>	<p>①智頭町内の土砂崩落に係る未収金 残廃土が崩落し、千代川を閉塞させたため、県が河川応急工事を実施したことによるものである。</p> <p>事業者の役員個人への債権について、平成 27 年度から少額ずつ納付されており、引き続き粘り強く催促していく。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																										
	<p>もの・・・・・・・・ 889,265,046円          ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・ 46,917,208円</p>	<p>②鳥取市内の河川へのPCB流出に係る未収金          勝部川沿いの採石場が崩落し、PCBが河川に流出したため、本県が河川内の土砂を撤去したことによるものである。          事業者は既に事業を中止し、また、関連会社も事業を停止しており、平成27年に代表者が死亡した。令和2年度も未納で、今後の回収も困難が予想される。引き続き納付督促を試みつつ、不納欠損処分についても検討を進める。</p> <p>今後も、事業者への法令遵守の徹底を進めていく。</p>																																										
鳥取県土整備事務所	<p>スーパーボランティア支援事業交付金について、変更協定の締結が遅延していた。</p> <p>概要：①交付金の交付申請が4月にあり、その内容と平成29年度に締結した協定の内容とが異なっていることに8月下旬に気付いたが、変更協定の締結は12月となった。          ②協定の変更申請書が交付申請書と併せて8月に提出されたが、変更協定の締結が12月となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容：交付金算出の基となる活動面積の増</li> <li>・発生の原因：担当者の確認不足及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：変更協定の締結が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 1464 1417 1563"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>変更申請書受理日</th> <th>変更協定締結期限</th> <th>変更協定締結日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 団体V</td> <td>H31. 4.26</td> <td>R1. 5. 2</td> <td>R1.12. 5</td> <td>7か月3日</td> </tr> <tr> <td>② 団体W</td> <td>R 1. 8.23</td> <td>R1. 5.14</td> <td>R1.12. 5</td> <td>6か月21日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※変更協定締結期限は、団体の活動の最初の日。          団体Wの遅延日数は、変更協定締結期限を起算日とした。</p> <p style="text-align: right;">(単位：㎡、円)</p> <table border="1" data-bbox="395 1662 1378 1796"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="2">変更前 (a)</th> <th colspan="2">変更後 (b)</th> <th colspan="2">差 (b) - (a)</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>金額</th> <th>面積</th> <th>金額</th> <th>面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 団体V</td> <td>11,783</td> <td>471,000</td> <td>14,683</td> <td>587,000</td> <td>2,900</td> <td>116,000</td> </tr> <tr> <td>② 団体W</td> <td>14,265</td> <td>832,308</td> <td>16,215</td> <td>862,308</td> <td>1,950</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額 ①面積1㎡当たり40円/年(千円未満切捨)          ②面積1㎡当たり40円/年(千円未満切捨) + 簡易施設設置経費</p>	事業者	変更申請書受理日	変更協定締結期限	変更協定締結日	遅延日数	① 団体V	H31. 4.26	R1. 5. 2	R1.12. 5	7か月3日	② 団体W	R 1. 8.23	R1. 5.14	R1.12. 5	6か月21日	事業者	変更前 (a)		変更後 (b)		差 (b) - (a)		面積	金額	面積	金額	面積	金額	① 団体V	11,783	471,000	14,683	587,000	2,900	116,000	② 団体W	14,265	832,308	16,215	862,308	1,950	30,000	<p>事業に関して必要な手続やその時期について、担当者の確認が十分でなかった。          事業の進捗管理を担当者及び上司で共有して進める。          事業団体一覧表等を作成し、定期的に事務の進捗状況について、担当者と上司で確認する。</p>
事業者	変更申請書受理日	変更協定締結期限	変更協定締結日	遅延日数																																								
① 団体V	H31. 4.26	R1. 5. 2	R1.12. 5	7か月3日																																								
② 団体W	R 1. 8.23	R1. 5.14	R1.12. 5	6か月21日																																								
事業者	変更前 (a)		変更後 (b)		差 (b) - (a)																																							
	面積	金額	面積	金額	面積	金額																																						
① 団体V	11,783	471,000	14,683	587,000	2,900	116,000																																						
② 団体W	14,265	832,308	16,215	862,308	1,950	30,000																																						

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>西部総合事務所 日野振興センター日野振興局</p>	<p>令和元年度がんばる農家プラン事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p> <p>概要：補助事業者の日南町では、間接補助事業者の業務完了検査を平成31年4月26日に実施したとのことであるが、令和2年2月時点で県から町に当補助金が支払われておらず、県に実績報告書を提出していないことが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者：日南町</li> <li>・間接補助事業者：農事組合法人U</li> <li>・補助金額：2,586,666円</li> <li>・事業完了日：H31.4.26</li> <li>・提出期限：R1.5.26</li> <li>・受理日：R2.2.18</li> <li>・<b>遅延日数：8か月22日</b></li> <li>・発生の原因：補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</li> </ul>	<p>事業計画書に記載の事業完了予定日前に事業完了の見込期日を町に確認すべきであったが、所管課（農業振興室）での進捗管理が不徹底であった。</p> <p>また、補助事業者である日南町に対して、事業の進捗状況の確認が不足していた。</p> <p>町からの顛末書を添付した実績報告書を受理し、処理済みである。</p> <p>補助金1件ごとに補助事業の進捗管理表を作成し、随時進捗状況を把握するとともに、農業振興室内での情報共有に努める。</p> <p>また、町の担当者から定期的に進捗状況を聞き取る等、担当者間の連絡を密に取る。</p>
<p>病院局 総務課</p>	<p>鳥取県病院局文献検索サービス導入業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>概要：相手方が1者のみの随意契約であり、見積依頼通知と併せて<b>予定価格の決裁を受けたことで予定価格を決定したものと</b>して<b>予定価格調書を作成しなかった。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>予定価格：5,654,000円</b></li> <li>・起案日：R1.12.16</li> <li>・決裁日：R1.12.17</li> <li>・提出期限：R1.12.26</li> <li>・見積日：R1.12.19</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</li> </ul>	<p>契約相手方が1者しかいないため、当該相手方から徴した見積書記載の額が実質的に予定価格となり、予定価格調書の作成までは必要ないと担当者及び上司が誤認していたもの。</p> <p>予定価格が100万円以上となる契約の点検を令和2年11月26日に実施し、漏れがないことを確認するとともに、契約担当職員だけでなく所属内で注意喚起を図った。</p> <p>見積書徴取先が1者に限定されるか否かに関わらず、毎年度、支出負担行為前に契約担当者・予算担当で予定価格が100万円以上となる契約をリストアップし、調書作成が徹底されているか点検するとともに、上司も含めた所属全体での確認を徹底する。</p>
<p>教育委員会 教育環境課</p>	<p>機械警備委託契約について、契約前書面（重要事項説明書）と異なる内容で契約していた。</p> <p>概要：①警備業法に定める<b>契約前書面（重要事項説明書）と契約内容に齟齬が生じていることが契約後に判明</b>し、変更契約を締結した。 ②③<b>契約締結後に契約前書面（重要事項説明書）が提出され、契約内容</b></p>	<p>担当者が契約の締結前に相手方に契約前書面（重要事項説明書）の提出を求めることを失念していたこと、上司による契約締結前の確認が行われていなかったこと及び相手方が契約の締結前に契約前書面（重要事項説明書）を提出することを失念していたことが原因である。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																											
	<p><b>に齟齬が生じていることが判明し、変更契約を締結した。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更内容：一般損害に係る費用負担について （原契約書）乙が、全額負担する。 （変更契約書）乙が、身体上の損害及び財務上の損害を合わせて1事故につき10億円（免責なし）を限度として負担する。</li> <li>発生の原因：担当者及び上司の確認不足、相手方の失念</li> <li>指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>一般損害に係る費用負担について、原契約のままでは契約継続ができない旨を相手方から確認したため、令和元年5月17日及び31日に契約前書面（重要事項説明書）のとおり変更契約を締結した。</p> <p>令和2年11月26日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者に契約事務について指導した。</p> <p>令和2年12月に、契約締結前に契約前書面（重要事項説明書）の提出が確認できるよう、契約事務に係るチェックリストを作成した。</p> <p>また、現在の機械警備委託業者へ契約締結前に契約前書面（重要事項説明書）を提出するよう注意喚起を行った。</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>契約額（円）</th> <th>契約日</th> <th>変更契約日</th> <th>業務期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① Q（株）</td> <td>3,425,760</td> <td rowspan="3">H31. 3. 8</td> <td rowspan="3">R1. 5. 17</td> <td rowspan="3">H31～R5（5年）</td> </tr> <tr> <td>1,581,120</td> </tr> <tr> <td>3,458,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② R（株）</td> <td>2,292,624</td> <td rowspan="2">H31. 3. 8</td> <td rowspan="2">R1. 5. 17</td> <td rowspan="2">H31～R5（5年）</td> </tr> <tr> <td>4,717,008</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ S（株）</td> <td>1,317,600</td> <td rowspan="2">H31. 3. 8</td> <td rowspan="2">R1. 5. 17</td> <td rowspan="2">H31～R5（5年）</td> </tr> <tr> <td>19,620</td> <td>H31. 4. 1</td> <td>R1. 5. 31</td> <td>H31（R1）（単年）</td> </tr> </tbody> </table>	相手方	契約額（円）	契約日	変更契約日	業務期間	① Q（株）	3,425,760	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）	1,581,120	3,458,700	② R（株）	2,292,624	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）	4,717,008	③ S（株）	1,317,600	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）	19,620	H31. 4. 1	R1. 5. 31	H31（R1）（単年）	
相手方	契約額（円）	契約日	変更契約日	業務期間																									
① Q（株）	3,425,760	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）																									
	1,581,120																												
	3,458,700																												
② R（株）	2,292,624	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）																									
	4,717,008																												
③ S（株）	1,317,600	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）																									
	19,620				H31. 4. 1	R1. 5. 31	H31（R1）（単年）																						
高等学校課	<p>今後の高等教育の在り方を検討する会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：担当者及び上司の確認不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>他の所属が所管する事業（会議）であったため、他所属が事務手続を行うものと担当者が思い込み、手続を進めていなかったこと及び上司による確認が十分に行われなかったことが原因である。</p> <p>令和2年5月27日に過年度支出の支出負担行為を行った。</p> <p>他の所属の所管事業においては、手続の漏れが起きないように、会議が開催される都度、支払手続について両課の担当者同士が連絡を取り合うこととした。</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 （支給対象者）</th> <th>科目</th> <th>金額 （円）</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">今後の高等教育の在り方を検討する会</td> <td>第2回 （1名）</td> <td>特別旅費 2,300</td> <td>R1. 11. 18</td> <td rowspan="2">R2. 5. 26</td> <td rowspan="2">R2. 5. 27</td> <td rowspan="2">6か月 9日</td> </tr> <tr> <td>第3回 （2名）</td> <td>報償費 9,200 特別旅費 4,450</td> <td>R2. 2. 18</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度予算で支払い。</p>	会議等名称 （支給対象者）	科目	金額 （円）	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	今後の高等教育の在り方を検討する会	第2回 （1名）	特別旅費 2,300	R1. 11. 18	R2. 5. 26	R2. 5. 27	6か月 9日	第3回 （2名）	報償費 9,200 特別旅費 4,450	R2. 2. 18											
会議等名称 （支給対象者）	科目	金額 （円）	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																							
今後の高等教育の在り方を検討する会	第2回 （1名）	特別旅費 2,300	R1. 11. 18	R2. 5. 26	R2. 5. 27	6か月 9日																							
	第3回 （2名）	報償費 9,200 特別旅費 4,450	R2. 2. 18																										
高等学校課	<p>鳥取県立高校の魅力磨き上げ推進業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。</p> <p><b>（1）支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <p>概要：仕様書の作成に時間を要し、支出負担行為書の起案が遅延した。</p>	<p><b>（1）支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <p>1者随意契約の委託業務であったが、仕様書の作成において、担当者として上司による先方との調整作業に係る進捗管理ができていなかったことが原因である。</p> <p>契約書において、契約締結日以前の業</p>																											

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>実際の委託業務は支出負担行為の起案時の前から行われており、契約書において、契約締結日以前の業務も仕様書に合致した業務は当該契約に基づき行われたものとみなすこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約形態：随意契約（1者）</li> <li>・相手方：（一財）F</li> <li>・契約額：8,498,000円</li> <li>・事業開始日：H31.4.26（業務完了報告書から4月の平日（勤務を要する日）の最終日とした。）</li> <li>・支出負担行為起案日：R1.12.9</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1.12.10</li> <li>・<b>遅延日数：7か月14日</b></li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> <p><b>（2）契約保証金の受領前に契約を締結していた。</b></p> <p>概要：契約の相手方は他県とも同種業務の契約実績があると聞いていたため、契約保証金の免除理由を伺うことなく見積依頼文に免除する旨を記載していた。</p> <p>契約何時に再度確認したところ、聞いていた契約は完了前であり、それ以外に同種同程度の自治体等との契約実績も無かったため、契約保証金の納付を求めることとなった。</p> <p>そのため、契約保証金の受領を確認した後に契約を締結すべきところ、受領前の契約同の決裁日を契約の締結日としていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約保証金額：849,800円</li> <li>・契約同決裁日：R1.12.10</li> <li>・<b>契約締結日：R1.12.10</b></li> <li>・<b>契約保証金受領日：R1.12.26</b></li> <li>・発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足</li> <li>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>務も仕様書に合致した業務は当該契約に基づき行われたものとみなすこととした。</p> <p>業務着手前の計画で速やかに契約事務に着手することを担当者に指導した。</p> <p>また、会計事務に携わる課内職員全員が会計研修用資料で学習を行った。</p> <p><b>（2）契約保証金の受領前に契約を締結していた。</b></p> <p>契約の遅延に気をとられ、担当者が契約保証金の納付を確認しないまま、契約を締結したこと及び上司による確認が十分ではなかったことが原因である。</p> <p>完了済み事業であり、再発防止に努める。</p> <p>契約締結の起案については、課の庶務を行う学事担当も確認することとした。</p> <p>また、会計事務に携わる課内の職員全員が会計研修用資料で学習を行った。</p>
人権教育課	<p>育英奨学資金貸付金に係る歳出戻入金の未納分（雑入）について、調定を行っていないもの、遅延しているものがあった。</p> <p>概要：育英奨学資金貸付金の退学等に</p>	<p>育英奨学資金貸付金に係る歳出戻入金に未納があることを担当者が異動する際に引継ぎができていなかったこと</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																																											
	<p>伴う戻入のうち出納整理期間中に納入のないものについて、収入調定を行っていないもの、遅延しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：担当者及び上司等の確認不足</li> <li>指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額5万円以上の調定漏れ及び合計額10万円以上で6か月以上の遅延）</li> </ul> <p>令和元年度末で未調定のもの（令和2年度に調定）</p> <table border="1" data-bbox="384 663 1010 763"> <thead> <tr> <th>戻入対象月</th> <th>件数</th> <th>調定金額(円)</th> <th>戻入命令日</th> <th>調定すべき日</th> <th>調定日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29. 8～9</td> <td>2</td> <td>70,000</td> <td>H29.12.20</td> <td>H30. 6. 1</td> <td>R2. 6.29</td> <td>24か月28日</td> </tr> <tr> <td>H29.12</td> <td>1</td> <td>18,000</td> <td>H29.12.25</td> <td>H30. 6. 1</td> <td>R2. 6.29</td> <td>24か月28日</td> </tr> <tr> <td>H30. 1～3</td> <td>2</td> <td>54,000</td> <td>H30. 2.27</td> <td>H30. 6. 1</td> <td>R2. 6.29</td> <td>24か月28日</td> </tr> <tr> <td>H30.11</td> <td>1</td> <td>54,000</td> <td>H30.12. 7</td> <td>R 1. 6. 1</td> <td>R2. 6.29</td> <td>12か月28日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6</td> <td>196,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度に調定したもの</p> <table border="1" data-bbox="384 792 1010 916"> <thead> <tr> <th>戻入対象月</th> <th>件数</th> <th>調定金額(円)</th> <th>戻入命令日</th> <th>調定すべき日</th> <th>調定日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29. 9～10</td> <td>2</td> <td>36,000</td> <td>H29.11.15</td> <td>H30. 6. 1</td> <td>R1.12.20</td> <td>18か月19日</td> </tr> <tr> <td>H29.12～30. 3</td> <td>3</td> <td>120,000</td> <td>H30. 5.18</td> <td>H30. 6. 1</td> <td>R1. 5.22</td> <td>11か月20日</td> </tr> <tr> <td>H30. 8</td> <td>1</td> <td>18,000</td> <td>H30.10.11</td> <td>R 1. 6. 1</td> <td>R2. 1.23</td> <td>7か月22日</td> </tr> <tr> <td>H30. 9</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td>H30.10.29</td> <td>R 1. 6. 1</td> <td>R2. 1.23</td> <td>7か月22日</td> </tr> <tr> <td>H31. 3</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td>H31. 3.20</td> <td>R 1. 6. 1</td> <td>R2. 3.29</td> <td>9か月28日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>8</td> <td>234,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数	H29. 8～9	2	70,000	H29.12.20	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日	H29.12	1	18,000	H29.12.25	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日	H30. 1～3	2	54,000	H30. 2.27	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日	H30.11	1	54,000	H30.12. 7	R 1. 6. 1	R2. 6.29	12か月28日	合 計	6	196,000					戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数	H29. 9～10	2	36,000	H29.11.15	H30. 6. 1	R1.12.20	18か月19日	H29.12～30. 3	3	120,000	H30. 5.18	H30. 6. 1	R1. 5.22	11か月20日	H30. 8	1	18,000	H30.10.11	R 1. 6. 1	R2. 1.23	7か月22日	H30. 9	1	30,000	H30.10.29	R 1. 6. 1	R2. 1.23	7か月22日	H31. 3	1	30,000	H31. 3.20	R 1. 6. 1	R2. 3.29	9か月28日	合 計	8	234,000					<p>及び出納整理期間中の未納の確認が十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>未納者に対して、令和元年5月22日他別表のとおり調定を行い、返納するよう通知した。</p> <p>今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、過払金の戻入に係る業務フローを作成し、担当者は業務フローに従って業務を行うこととした。また、チェックリスト、戻入状況管理簿を担当者以外が確認することとした。</p>
戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数																																																																																							
H29. 8～9	2	70,000	H29.12.20	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日																																																																																							
H29.12	1	18,000	H29.12.25	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日																																																																																							
H30. 1～3	2	54,000	H30. 2.27	H30. 6. 1	R2. 6.29	24か月28日																																																																																							
H30.11	1	54,000	H30.12. 7	R 1. 6. 1	R2. 6.29	12か月28日																																																																																							
合 計	6	196,000																																																																																											
戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数																																																																																							
H29. 9～10	2	36,000	H29.11.15	H30. 6. 1	R1.12.20	18か月19日																																																																																							
H29.12～30. 3	3	120,000	H30. 5.18	H30. 6. 1	R1. 5.22	11か月20日																																																																																							
H30. 8	1	18,000	H30.10.11	R 1. 6. 1	R2. 1.23	7か月22日																																																																																							
H30. 9	1	30,000	H30.10.29	R 1. 6. 1	R2. 1.23	7か月22日																																																																																							
H31. 3	1	30,000	H31. 3.20	R 1. 6. 1	R2. 3.29	9か月28日																																																																																							
合 計	8	234,000																																																																																											
鳥取湖陵高等学校	<p>物品の亡失事故について、知事へ報告していなかった。</p> <p>概要：令和元年8月に物品照合を実施した際に物品出納簿の登録と物品と一致しないものがあることが判明したが、亡失の報告を行うことなく廃棄していた。</p> <p>また、以前から不突合であり、新たに亡失したものではないと判断した。</p> <p>なお、同校は、平成29年度に実施した平成28年度決算に係る監査においても832品の亡失物品について知事報告が遅延していたため、処置（指摘）を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>亡失物品：75品（取得価格計32,455,958円）</li> <li>※物品出納簿に登録があつたが現物が確認できず廃棄扱いとして処理したもの</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</li> </ul>	<p>物品照合を行った年度（令和元年度）に新たに物品出納簿との不一致があつたものではなかつたため「亡失」には該当しないとの事務担当者の物品事務取扱規則の認識誤りにより、亡失報告を行わず通常の商品廃棄の手続をした。また、副査及び上司も同様に規則の認識を誤っていたことが原因である。</p> <p>事務監査時の指摘を受け、令和2年3月5日に亡失報告を行った。併せて、物品照合DBの修正入力を行った。</p> <p>物品管理事務の取扱いについて、事務部内で規則等の再確認を行った。また、職員朝礼で事務長が、職員会議で校長が、全職員に対し物品の適切な取扱いについての徹底を図つた。</p> <p>なお、令和2年度の物品照合では不一致の物品はなかつたが、令和2年12月～令和3年1月に再度物品照合を行った結果、不一致はないことを確認した。</p>																																																																																											

機関名	指摘内容	講じた措置																																																				
	<p>主なもの</p> <table border="1" data-bbox="395 237 1267 568"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>取得日</th> <th>耐用年数</th> <th>取得価格(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育苗装置(床土入機)</td> <td>H 8.11. 5</td> <td>5</td> <td>10,094,000</td> </tr> <tr> <td>育苗装置(土ふるい機)</td> <td>H 9. 2. 7</td> <td>5</td> <td>2,956,000</td> </tr> <tr> <td>形状測定機(産コントレーサ輪郭測定用)</td> <td>S53.11.20</td> <td>5</td> <td>2,548,000</td> </tr> <tr> <td>冷凍庫</td> <td>H 6. 8. 31</td> <td>5</td> <td>852,000</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>H13. 3. 30</td> <td>5</td> <td>753,215</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>H13. 3. 30</td> <td>5</td> <td>753,215</td> </tr> <tr> <td>オシロスコープ</td> <td>S60. 3. 15</td> <td>10</td> <td>720,000</td> </tr> <tr> <td>パリトンサキイソフォン</td> <td>S58. 7. 21</td> <td>5</td> <td>644,758</td> </tr> <tr> <td>直流電位差計</td> <td>H 8.11. 5</td> <td>8</td> <td>622,500</td> </tr> <tr> <td>直流電位差計</td> <td>H 8.11. 5</td> <td>8</td> <td>622,500</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>11,889,770</td> </tr> <tr> <td>合計 75品</td> <td></td> <td></td> <td>32,455,958</td> </tr> </tbody> </table> <p>※耐用年数を経過していないものはない。</p>	品名	取得日	耐用年数	取得価格(円)	育苗装置(床土入機)	H 8.11. 5	5	10,094,000	育苗装置(土ふるい機)	H 9. 2. 7	5	2,956,000	形状測定機(産コントレーサ輪郭測定用)	S53.11.20	5	2,548,000	冷凍庫	H 6. 8. 31	5	852,000	プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215	プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215	オシロスコープ	S60. 3. 15	10	720,000	パリトンサキイソフォン	S58. 7. 21	5	644,758	直流電位差計	H 8.11. 5	8	622,500	直流電位差計	H 8.11. 5	8	622,500	その他	—	—	11,889,770	合計 75品			32,455,958	
品名	取得日	耐用年数	取得価格(円)																																																			
育苗装置(床土入機)	H 8.11. 5	5	10,094,000																																																			
育苗装置(土ふるい機)	H 9. 2. 7	5	2,956,000																																																			
形状測定機(産コントレーサ輪郭測定用)	S53.11.20	5	2,548,000																																																			
冷凍庫	H 6. 8. 31	5	852,000																																																			
プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215																																																			
プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215																																																			
オシロスコープ	S60. 3. 15	10	720,000																																																			
パリトンサキイソフォン	S58. 7. 21	5	644,758																																																			
直流電位差計	H 8.11. 5	8	622,500																																																			
直流電位差計	H 8.11. 5	8	622,500																																																			
その他	—	—	11,889,770																																																			
合計 75品			32,455,958																																																			
青谷高等学校	<p>校内駐車場路盤補修工事について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：支出負担行為により行わなければならない支出を、支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し口頭発注した。請求を受け誤りに気づき、支出負担行為を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注伺の日(口頭)：R1.9.20頃</li> <li>見積書受理日：R1.9.30、R1.10.1(2者見積)</li> <li>予定価格：374,000円</li> <li>契約額：330,000円</li> <li><b>工期：R1.11.5～7</b></li> <li>検査日：R1.11.8</li> <li>請求書受理日：R1.12.6</li> <li>支出負担行為起案日：R1.12.13</li> <li><b>支出負担行為決裁日：R1.12.16</b></li> <li>発生の原因：担当者の失念及び上司の規則等の確認不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者が見積書を受領した際、支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認したこと並びに副査及び上司によるチェックが十分行われなかったことが原因である。</p> <p>請求を受け、誤りに気づき支出負担行為を行った。</p> <p>担当者に会計規則等について内容を熟知するよう指導を行った。また、今回の件を事務室内で共有し、相互に確認することとした。</p>																																																				
境高等学校	<p>第25回中国高等学校ハンドボール新人大会への同行指導に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象者：1名</li> <li>科目及び金額：報償費 19,875円、特別旅費 43,852円</li> <li>実施期間：R2.2.7～9</li> <li>支出負担行為起案日：R2.4.8</li> <li>支出負担行為決裁日：R2.4.8</li> <li><b>遅延日数：2か月1日</b></li> <li>発生の原因：担当者及び上司の確認不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>令和2年4月7日にハンドボール部外部指導者から顧問を通じて謝金の支払について確認があった。支出証拠書類を確認するとともに、担当者に確認をとったところ、支払がされていなかった。</p> <p>謝金は指導時間に応じて算定していること(1時間当たり1,325円)及び交通費も大会の勝敗によっては現地での移動が変更になる場合もあることから、大会後、金額が確定してから支出負担行為を行うこととしていたが、大会終了後、顧問への実績確認を失念していたため、旧年度内に支出負担行為ができなかった。</p> <p>また、派遣依頼文書を簿冊に綴り込んだため、事案処理中であることを担当者</p>																																																				

機関名	指摘内容	講じた措置
		<p>が継続的に意識できなかった。</p> <p>担当者が指導者への依頼・支出事務・予算管理の全てを行っており、事務室内で事案処理中であることを共有できなかった。</p> <p>令和2年4月8日に会計指導課に確認して、校内で顛末書を作成し、県外旅費のため特別旅費審査を受けて、同日支出負担行為書を起案し、同日所属決裁をし、4月9日に統括審査課の審査が承認された。4月14日に支出仕訳書を起案し、4月15日に所属決裁をし、同日統括審査課の審査が承認され、4月21日に報償費と特別旅費の支払を完了した。</p> <p>令和2年5月下旬からノーツのデータベース上に進捗管理（依頼、負担行為、マイナンバー取得、支出、支払通知、審議会DB報告）をできるように構築し始め、令和2年7月下旬に完成し、運用をしている。</p> <p>大会終了後（顧問が出校後）直ちに、顧問に実績報告様式を渡し、実績を記載の上速やかに事務室担当者に提出させることとする。</p> <p>派遣依頼文書の簿冊への綴込みは支出事務完了までは行わず、「処理中」として扱える場所で保管しておく。</p> <p>外部指導者への依頼リストを一覧表にして作成し、共有フォルダで管理の上、月末には複数者で進行状況を確認する。特に年度末に行われる2月の中国大会、3月の全国選抜は進行管理を漏れなく行う。</p>
鳥取養護学校	<p>医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣業務委託契約外1件について、予定価格を決定していなかった。</p> <div data-bbox="379 1570 898 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：いずれも支出予定額が100万円以上の単価契約であったが、<b>予定価格調書の作成が省略可能な場合に該当すると誤認していたため作成していなかった。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</li> </ul> </div>	<p>担当者が単価契約の場合は予定価格調書の作成は省略できると誤認していたこと並びに副査及び上司による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣事業委託については、令和元年度で事業が終了している。</p> <p>県立鳥取養護学校通学バス運行管理委託業務については、指摘該当契約は満了しているが、現契約では予定価格調書を作成した。</p> <p>令和2年12月3日に、今回の指摘内容について所属内で会計規則を確認するとともに周知した。また、会計事務研修会等に積極的に参加するよう指導</p>

機関名	指摘内容	講じた措置			
		した。			
		契約名	相手方	契約単価(円)	支出予定額(円)
	医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣業務委託	(医) K	25,200	5,441,184	
		(公社) L	25,000	3,300,000	
		(医) M	25,000	1,199,500	
	県立鳥取養護学校通学バス運行管理委託業務 (1号車) (2号車) (3号車)	(有) N	11,000	1,840,420	
		O (株)	12,000	1,840,420	
		(有) N	11,000	1,840,420	

2 監査意見

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>福祉保健部 ささえあい 福祉局長寿 社会課</p>	<p><b>1 認知症の予防と早期治療の取組充実について</b></p> <p>認知症の方への支援体制については、認知症サポーターの拡大や認知症医療体制の充実などの取組が進められている。また、県と鳥取大学等とで共同開発し、普及に努めている「とっとり方式認知症予防プログラム」は認知症予防に一定の成果が得られたところである。</p> <p>一方、早期に医療に繋げて対応することで認知症の進行を遅らせることが期待できることから、「認知症の早期診断と早期対応」が非常に重要なことと考えられるが、「認知症の早期診断」に有効な「物忘れ検診」等は、実施が県内10市町村にとどまり、対象者も希望者のみとなっている。また、「認知症の早期対応」のためには、医療機関への早めの受診をしてもらうことが重要であるが、市町村からは、抵抗感があること等により、受診が進んでいないのが実情との意見もある。</p> <p><b>については、市町村と連携を強化し、「とっとり方式認知症予防プログラム」の普及や物忘れ検診等の実施を推進するとともに、広く県民に認知症の早期診断と早期対応の重要性などを周知・普及させる取組を進められたい。</b></p>	<p>認知症は、早期診断し早期対応することで、進行を遅らせることが期待できるが、そのメリットが十分に認識されていないため、早期診断が進んでいない現状がある。</p> <p>令和2年度に、社会福祉協議会と連携して、「とっとり方式認知症予防プログラム」を広報誌で紹介し、地域のサロン運営者を対象とした研修会を開催した。</p> <p>令和3年度には老人クラブ連合会と連携して同プログラムの普及促進事業を実施することとしている。</p> <p>同プログラム教室で、市町村等と連携し、「物忘れ検診」について啓発する等、引き続き、早期発見・早期対応のメリットについて啓発を強化していく。</p>
<p>福祉保健部 健康医療局 医療政策課</p>	<p><b>2 電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関等の拡大について</b></p> <p>おしどりネットは、医療機関の診療情報（電子カルテ、検査結果、画像等）を他の医療機関で閲覧できるようにすることにより、患者と医療機関のどちらにも効率的で無駄のない医療を実現するネットワークシステムとして構築されてきたところである。</p> <p>しかし、県が運営費を補助して8年が経過したが、現在の県内医療機関の参加率は病院で56%、診療所で11%と十分に普及しているとは言えず、特に診療所では西部の17%に対して東中部では5%前後の参加率にとどまり、地域格差も見受けられる。</p> <p>また、令和4年度以降は運営費が地域医療介護総合確保基金の対象として認められなくなり、参加医療機関等からの負担金のみでの運営が必要となることから、参加への働きかけの妨げとなり、地域格差の固定が懸念される。</p> <p><b>については、県としてもおしどりネット</b></p>	<p>現在の運営主体（NPO法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会）に移行する以前にシステムを開発・運営していた鳥取大学医学部附属病院が立地する西部を中心に、参加医療機関が拡大してきているが、これまで東部・中部の医療機関等に対する加入促進の働きかけが十分に実施できていなかったこと等から、システムの仕組みやメリット等を知らない医療機関も多く、現状では東部・中部の医療機関への普及が進んでいない。</p> <p>NPO法人においては、令和2年度よりホームページやチラシを作成するとともに、薬剤師会等の関係団体への説明会を継続して実施する等、システムのPRの強化に取り組んでいるところであり、県においても新聞広告、県ホームページへの掲載や東部保健医療圏地域保健医療協議会でシステムの概要説明を行う等、県民・関係機関への周知に取り組んでいる。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																				
	<p>のメリットを広く県民へ周知するとともに、医療機関、とりわけ診療所における電子カルテの普及促進も含めて、運営主体であるNPO法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会とも連携して参加医療機関等の拡大に努められたい。</p> <p>県内医療機関の参加率（令和2年9月現在）</p> <table border="1" data-bbox="384 461 1228 835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参加医療機関数 (A)</th> <th>県内医療機関数 (B)</th> <th>参加率 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>24</td> <td>43</td> <td>55.8%</td> </tr> <tr> <td>  東部</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>  中部</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>  西部</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>68.4%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>53</td> <td>502</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>  東部</td> <td>10</td> <td>193</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>  中部</td> <td>4</td> <td>83</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>  西部</td> <td>39</td> <td>226</td> <td>17.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	参加医療機関数 (A)	県内医療機関数 (B)	参加率 (A/B)	病院	24	43	55.8%	東部	7	14	50.0%	中部	4	10	40.0%	西部	13	19	68.4%	診療所	53	502	10.6%	東部	10	193	5.2%	中部	4	83	4.8%	西部	39	226	17.3%	<p>さらなる参加医療機関の拡大に向けて、県とNPO法人で必要な取組内容を適宜協議しながら引き続き連携して実施していく。</p>
区分	参加医療機関数 (A)	県内医療機関数 (B)	参加率 (A/B)																																			
病院	24	43	55.8%																																			
東部	7	14	50.0%																																			
中部	4	10	40.0%																																			
西部	13	19	68.4%																																			
診療所	53	502	10.6%																																			
東部	10	193	5.2%																																			
中部	4	83	4.8%																																			
西部	39	226	17.3%																																			
<p>生活環境部 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</p>	<p><b>3 山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設としての機能について</b></p> <p>山陰海岸ジオパークの情報収集発信機能強化のため、8つの拠点施設のうち、「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」（以下「自然館」という。）と兵庫県の新温泉町山陰海岸ジオパーク館が中核拠点施設として位置付けられている。</p> <p>自然館においては、来訪者が山陰海岸ジオパークの全体像を理解できるよう、3D映像やデジタルサイネージの設置などの展示内容の充実、地域や学校と連携を取り学芸員による出前説明会を開催するなど、鋭意取り組まれているところである。</p> <p>しかし、中核拠点施設である自然館で、ジオパークの魅力を全て伝えるには展示スペースも十分ではなく、企画展等は他の施設で開催しているのが実情である。また、山陰海岸ジオパークは、県の貴重な財産であるにも関わらず、県中西部からの出前説明会の要請がないなど、県民の関心が十分とは言いがたい状況でもある。</p> <p>さらに、地域や民間団体などとの連携により、山陰海岸ジオパークを活用した観光や地域振興に繋げる余地は、まだまだあると考えられる。</p> <p>については、山陰海岸ジオパークの中核拠点施設として、ハード（施設）のあり方を検討するとともに、ソフト（地域や民間団体との連携、情報発信の充実等）のさらなる充実を図られたい。</p>	<p>自然館内の展示についてスペース的に制約があること及び情報発信や地域・民間との連携による地域振興の更なる取組の余地があることが原因である。</p> <p>平成25年度にソフト・ハードの両面で「山陰海岸学習館の在り方について」が検討され、平成30年度に中長期保全計画を策定し、建替を令和28年（耐用年数65年）と定め必要な設備更新を計画的に実施している。限られた敷地、駐車スペース等を考慮すると、これ以上の規模拡大が難しいことを前提に、当館に求められる役割を果たすため、学習機会や情報の提供、受入態勢の充実を図っており、引き続き工夫しながら中核拠点施設としての活動を推進する。学校、地域での出前講座については、県中西部の校長会やラジオ、CATVでのPR等に取り組んだところであり、令和3年度は東部に加え、中西部の学校も数多く来館の予定である。（R3.7.29時点での予約状況：東部24校、中部14校、西部15校）また、地域との連携については、山陰海岸ジオパーク推進協議会が令和3年度から宿泊・飲食・ツーリズム事業者等とパートナーシップ協定を結び、商品開発支援等を行うこととしており、当館と市町が連携しながら民間団体との協働について更なる掘り起こしを行う。</p>																																				

機関名	指摘内容	講じた措置
農林水産部 市場開拓局 食のみやこ 推進課	<p><b>4 6次産業化支援取組事業の振り返りと今後の事業展開への活用について</b></p> <p>6次産業化支援の取組は、事業の開始から5年以上が経過し、成功事例や当初想定していた成果が得られていない事例も見られるようになってきている。成功事例については、どのような点を克服し、またどのような強みを活かして成功に繋がったのか、一方、成果が得られていない事例については、その要因がどこにあったのか、これらの分析結果を蓄積し、最大限活用することが重要である。</p> <p>特に新たに取組む事業者に対しては、これらの分析結果を活用し、P D C Aサイクルを回しながら支援することが必要であると考えます。</p> <p><b>ついては、事業者の計画達成に向け、分析結果を有効に活用し、P D C Aサイクルを徹底した支援を行い、一つでも多くの事業者が成功事例となるよう取り組まれない。</b></p> <p>また、これらの分析結果は、これから6次産業化を検討する事業者にとっても有用であり、ひいては地域の振興にも繋がるものであることから、成功事例や課題等と併せ、地域への波及効果等、本事業の費用対効果を県民へ公表すべきである。</p> <p><b>ついては、公表することにより事業者に不利益が生じないよう配慮しつつ、関係者へはもとより県民に対し、地域への波及効果等、本事業の費用対効果について明らかにされたい。</b></p>	<p>6次産業取組支援事業では毎年度計画達成状況の提出を求めており、もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）（農商工連携型）については、市町村、県農林局、地域振興局で状況を共有し、P D C Aサイクルに基づき必要に応じた支援を行っているところ。しかし、初期段階の支援事業については、支援機関での情報共有が十分とは言えなかった。</p> <p>また、取組状況の公開については、商品開発等は事業者の販売戦略に関わることであり、公表していなかった。</p> <p>(1) 事業実施要領で定めている実施状況報告書を、P D C Aサイクルを確認できる様式に変更し、結果を分析後、市町村、県関係課で共有し目標達成に向け、支援機関が連携・役割分担し必要な支援を行う。</p> <p>(2) 補助事業活用状況及び取組事例をとりネットで紹介するとともに、事例集を作成する。</p>
県土整備部 道路企画課、 生活環境部 緑豊かな自然課	<p><b>5 公有財産「鳥取砂丘オアシス広場（行政財産）」の利活用の促進について</b></p> <p>公有財産「鳥取砂丘オアシス広場」は、平成4～6年度に山陰海岸国立公園の砂丘水泳場施設事業のうち「オアシス公園」との名称で整備されたものである。</p> <p>当初は道路施設として管理することのできる施設の整備を計画していたが、福部村（当時）からの地域活性化により資する施設となるようにとの要望を受け、イベントステージ、多目的広場等を含めた公園施設等として整備した後、平成7年度当初に施設の保全、利用者の応接については福部村に委託（別記1 現在は鳥取市に委託）することとした上で、一般の用に供する公園等の施設としてではなく、県土整備部所管の行政財産として管理することとなったものである。</p> <p>このため、イベントステージ、多目的広</p>	<p><b>【県土整備部道路企画課】</b></p> <p>当初、道路施設としての整備を計画していたが、福部村（当時）からの要望を受け、イベントステージ等を整備し、公園施設等として他部局への所属換えを行う方針で関係機関と協議を行ったが、協議が整わなかったことから、当課所管の行政財産として管理しているものである。</p> <p>鳥取砂丘地域のさらなる振興に繋げるため、関係機関（県：緑豊かな自然課、資産活用推進課、市：都市環境課、観光・ジオパーク推進課・福部町総合支所）と管理方法を含めて、利用促進の方法を検討する。</p> <p>現在、鳥取市（都市環境課、観光・ジオパーク推進課、福部町総合支所）と連携して、自然公園法上の手続、行政財産使用に係る許可基準や申請方法等をわ</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																																										
	<p>場、エントランス広場、こもれび広場との名称で整備された施設については、イベントや行事などで専用使用する際には鳥取県公有財産事務取扱規則第12条（別記2）の手続によることとなるが、この規定は原則的に民間の活動のための専用使用を制限するものであり、また、その手続自体も広く周知されているとは言いがたく、利用実績もわずかな状況である。</p> <p><b>ついては、鳥取砂丘地域のさらなる振興に繋げるため、これまでの利用状況を踏まえ、民間活動としての利用も活発に行えるよう、施設の制度的位置付けの見直しや、専用使用に関する手続を広報するなど、必要な対応をされたい。</b></p> <p>別記1 公有財産「鳥取県立砂丘オアシス広場」の概要</p> <table border="1" data-bbox="419 784 901 1187"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>数量</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">砂丘オアシス広場</td> <td rowspan="5">39,682㎡</td> <td>イベントステージ</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>エントランス広場</td> </tr> <tr> <td>こもれび広場</td> </tr> <tr> <td>ちびっこ広場</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>駐車場等</td> </tr> <tr> <td>休憩舎</td> <td>1棟</td> <td>185.23㎡ (RC-1)</td> </tr> <tr> <td>バースハウス</td> <td>3棟</td> <td>1棟 100.0㎡ (RC・W-1)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ室</td> <td>1棟</td> <td>6.25㎡ (RC-1)</td> </tr> <tr> <td>浄化装置</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明装置</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">庭園木</td> <td rowspan="8">10,972本</td> <td>スギ</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>クヌギ</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>ヤマブキ</td> <td>42本</td> </tr> <tr> <td>杉</td> <td>90本</td> </tr> <tr> <td>ヤマザクラ</td> <td>22本</td> </tr> <tr> <td>シヤリンハイ</td> <td>9,872本</td> </tr> <tr> <td>トバラ</td> <td>421本</td> </tr> <tr> <td>ヒラドクサ</td> <td>512本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成7年4月26日付けで鳥取県知事と福部村長が締結した「鳥取県立砂丘オアシス広場管理業務委託契約書別紙」の内容である</p> <p>別記2 鳥取県公有財産事務取扱規則（抜粋）及び令和元年度の使用許可実績</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第12条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="427 1310 901 1512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度 使用許可実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために必要と認められるとき。</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3) 電気事業、電気通信事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4) 県の施策として使用させるとき。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5) その他知事が必要として認めて使用させるとき。</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (5)の必要性の認定については、所管部長の委任決裁事項。</p>	施設名	数量	概要	砂丘オアシス広場	39,682㎡	イベントステージ	多目的広場	エントランス広場	こもれび広場	ちびっこ広場			駐車場等	休憩舎	1棟	185.23㎡ (RC-1)	バースハウス	3棟	1棟 100.0㎡ (RC・W-1)	ポンプ室	1棟	6.25㎡ (RC-1)	浄化装置	1式		照明装置	1式		庭園木	10,972本	スギ	3本	クヌギ	10本	ヤマブキ	42本	杉	90本	ヤマザクラ	22本	シヤリンハイ	9,872本	トバラ	421本	ヒラドクサ	512本	区分	令和元年度 使用許可実績	(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために必要と認められるとき。	4件	(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。	-	(3) 電気事業、電気通信事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。	-	(4) 県の施策として使用させるとき。	-	(5) その他知事が必要として認めて使用させるとき。	4件	<p>かりやすく広報するとともに、利用者が福部町総合支所等においてワンストップで手続を行える方法と、イベント等による専用使用が可能なものについては、規則に定める許可条件を明確にし、幅広く利用できるような方法を協議中である。</p> <p>今後、他の管理方法についても検討を行う。</p> <p><b>【生活環境部緑豊かな自然課】</b></p> <p>鳥取砂丘地域のさらなる振興に繋げるため、関係機関（県：道路企画課、資産活用推進課、市：都市環境課、観光・ジオパーク推進課、福部町総合支所）と管理方法を含めて、利用促進の方法を検討する。</p> <p>現在、鳥取市と、自然公園法の手続、行政財産使用に係る許可基準や申請方法等をわかりやすく広報するとともに、利用者がワンストップで手続を行える方法を協議中である。</p> <p>今後、他の管理方法についても検討を行う。</p>
施設名	数量	概要																																																										
砂丘オアシス広場	39,682㎡	イベントステージ																																																										
		多目的広場																																																										
		エントランス広場																																																										
		こもれび広場																																																										
		ちびっこ広場																																																										
		駐車場等																																																										
休憩舎	1棟	185.23㎡ (RC-1)																																																										
バースハウス	3棟	1棟 100.0㎡ (RC・W-1)																																																										
ポンプ室	1棟	6.25㎡ (RC-1)																																																										
浄化装置	1式																																																											
照明装置	1式																																																											
庭園木	10,972本	スギ	3本																																																									
		クヌギ	10本																																																									
		ヤマブキ	42本																																																									
		杉	90本																																																									
		ヤマザクラ	22本																																																									
		シヤリンハイ	9,872本																																																									
		トバラ	421本																																																									
		ヒラドクサ	512本																																																									
区分	令和元年度 使用許可実績																																																											
(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために必要と認められるとき。	4件																																																											
(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。	-																																																											
(3) 電気事業、電気通信事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。	-																																																											
(4) 県の施策として使用させるとき。	-																																																											
(5) その他知事が必要として認めて使用させるとき。	4件																																																											
<p>会計管理局 会計指導課、 総務部政策 法務課・行財 政改革局職 員人材開発 センター</p>	<p><b>6 会計研修や指導のあり方について</b></p> <p>会計管理局では、分かりやすい事務処理要領の作成、実地検査の充実、財務会計システムにおける注意メッセージの表示など事務の適正化に向けて取り組まれているが、不適切な事務は依然として発生している。</p> <p>これまで定期監査では、多くの不適切事項を確認しているが、直接の原因は関係条例、会計規則及び関係通知等の理解不足等によるものである。</p> <p>その要因や背景を定期監査において確認した限りでは、事務処理要領の解釈や運</p>	<p><b>【会計管理局会計指導課】</b></p> <p>会計事務の適正化を図るため、会計事務ナビDBに掲載している会計規則の各条文に、その根拠となる地方自治法等の規定を記載し、会計制度の基本的事項の周知徹底に取り組んだ。</p> <p>また、システム上で会計処理ミスを防止できるものについては、積極的にシステム対応するよう継続して取り組む。</p> <p><b>【総務部政策法務課】</b></p> <p>電子決裁システムのオープニング画</p>																																																										

機関名	指摘内容	講じた措置										
	<p>用に際し、その根拠となる地方自治法等の制定の背景や規定を設けた目的に対する認識が不足しているだけでなく、規定の存在自体が知られていない事案が散見される。</p> <p>このため、基本的事項への認識がないままで、業務点検等を実施しても根本的な未然防止の徹底に繋がらないのではないかと懸念もある。</p> <p><b>ついては、改めて基礎的な制度の理解を徹底するため、従来の会計手続処理の研修等に加え、会計事務ナビデータベースなどでも、具体的な事務処理方法の記載に併せて、適正執行の根本となる条例・規則の根拠である法令等の記載を丁寧に行われたい。</b></p> <p>併せて、適正執行の責任を負う管理職や課長補佐級職員に対して、階級別研修の実施の際に、民法や地方自治法等の財務・会計に関する意義・原則について、改めて認識を深める機会を設けられたい。</p> <p>また、研修の充実や人から人へのマニュアル継承だけでなく、財務会計システムや電子決裁システムにおいて、不適切事務の防止ができるよう改修を検討されたい。</p>	<p>面に事務の根拠となる法令等の規定やその趣旨等を理解しているかを問う文言を表示させ、事務に入る前に注意喚起を行えるようシステム改修を行った。</p> <p>【総務部行財政改革局職員人材開発センター】</p> <p>令和3年度研修計画において、階層別研修である新任課長級研修及び新任課長補佐級研修に、民法や地方自治法等の財務・会計に関する意義・原則を学ぶ科目を追加した。</p>										
<p>会計管理局 会計指導課</p>	<p><b>7 契約事務手続について</b></p> <p>定期監査における不適正な事務処理に係る処置事項のうち、契約事務については、紙入札や見積合わせにより契約の相手方を決定するまでの過程又は相手方を任意に特定して契約額を定めるまでの過程において、予定価格の取扱いが適正でないもの、到達した見積書の開札までの保管手順が適切でないと思われるものが散見される。</p> <table border="1" data-bbox="387 1514 895 1662"> <thead> <tr> <th>事務処理の内容</th> <th>処置件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注時に予定価格（案）の記載</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>権限のない者による予定価格の設定</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定日時前の見積書開封</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>見積書受領後の予定価格調書作成</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらは、競争入札の多くが電子入札により実施されており、紙入札の事務手続に不慣れな者が多いため詳細にわたる手順を示すことが必要であること、現在事務処理要領等で示されている取扱いや手順についても十分に認知されていないことなどが、不適切な事務が発生する背景として考えられる。</p> <p><b>ついては、紙入札や見積合わせを行う</b></p>	事務処理の内容	処置件数	発注時に予定価格（案）の記載	2	権限のない者による予定価格の設定	6	指定日時前の見積書開封	1	見積書受領後の予定価格調書作成	2	<p>紙入札の事務手続に不慣れな者が多いため詳細にわたる手順を示すことが必要であるが、現在事務処理要領等で示されている取扱いや手順について十分に認知されていない。</p> <p>会計事務ナビDBに掲載している随意契約の業務フロー図に、予定価格の取扱いについて記載を追加するとともに、業務適正化で取り組んでいる「重要度の高いリスクと未然防止策」に、予定価格や入札等手続の不適正事例とその未然防止策をより具体的に記載した。</p> <p>また、見積書の取扱いについては、不適切な取扱とならないよう、会計事務処理要領に留意事項を記載した。</p> <p>契約事務の適正化に向けては、引き続き研修や実地検査により、留意すべき点等を指導していく。</p>
事務処理の内容	処置件数											
発注時に予定価格（案）の記載	2											
権限のない者による予定価格の設定	6											
指定日時前の見積書開封	1											
見積書受領後の予定価格調書作成	2											

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>際の事務手続について指導を徹底されたい。</p> <p>また、指導に当たっては、事務の性格を踏まえ過度なものとならないよう考慮するとともに、内部牽制が働くものとされたい。</p>	
<p>警察本部警務部広報県民課、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課</p>	<p><b>8 犯罪被害者等支援の充実について</b></p> <p>近年、刑法犯の認知件数は減少してきているものの、インターネット環境やSNSの広がりを背景に、犯罪被害者、家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が従来とは異なる形で深刻な二次的被害を受けることが懸念される状況にある。</p> <p>犯罪被害者等に対する支援については、令和2年3月に鳥取県犯罪のないまちづくり条例が改正され、新たに犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援策等を規定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図ることとされている。</p> <p>これが単なる理念規定に終わらないよう、犯罪被害者等支援団体である公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「センター」という。）との連携やサポートを一層充実させることが必要であると考えられるが、現状では限られた予算や人員体制の中での運営となっている。また、令和元年度に実施された県政参画県民アンケートの結果によると、センターの認知度は27%程度にとどまり、低い水準にあると言わざるを得ない。</p> <p>ついては、<b>県民の犯罪被害者等に対する理解の促進、万が一被害者の立場になった時に親身にサポートしてくれる支援団体の存在を知ることによる安心感、さらには趣旨理解者からの寄付金増加による財源確保の観点から、センターの認知度を高めるための取組に県も積極的に関与されたい。</b></p> <p>また、<b>センターの運営財源がより厳しさを増している中で、犯罪被害者等支援団体の活動の促進をどう担保していくのか検討されたい。</b></p>	<p><b>【警察本部警務部広報県民課】</b></p> <p>(1)認知度</p> <p>県民にとって、犯罪被害が身近でないことがセンターの認知度が低い理由と認められることから、より積極的な広報が必要と認められる。</p> <p>県警では、ホームページへの掲載、音楽隊コンサート来場者への広報等を実施するとともに、毎年11月を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進」を図るための広報重点月間と定め、各警察署及びセンターと協働で主要なショッピングセンター等で街頭広報を行い、被害者支援について、広く県民に広報啓発を実施した。また、センターと協働して、「鳥取県被害者支援フォーラム」、「被害者支援を考える公開講座」「命の大切さを学ぶ教室」等を実施して、広く県民に被害者支援の必要性についても広報啓発を実施した。</p> <p>県警では、これらの活動を引き続き行うとともに、マスコミを活用した新たな広報手段により認知度向上を図る。また、センターの認知度を50%に上げるため、令和2年度からセンターと協働して鳥取県協働提案・連携推進事業を実施しており、令和3年度には県民から楽曲を公募し、サンドアートとのコラボレーションによる広報媒体を作成、広報し、広く県民に周知していく。</p> <p>(2)財源確保</p> <p>センターの自主財源である寄附が集まらない一因としてセンターの認知度が低いことが考えられる。</p> <p>寄附金付き自動販売機の寄附額は右肩上がりであり、設置数を増やす努力を引き続き行う。</p> <p>また、寄附金付き支援商品として、令和3年2月に有限会社亀井堂の「亀井堂のサンドイッチ」、同年4月に有限会社SUNABA COMPANYの「すなば珈琲スペシャルブレンド他3点」の販売を開始した。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
		<p>今後も、協賛企業を中心に寄附金付きの新たな商品等を検討する。</p> <p><b>【生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課】</b></p> <p>犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。県民の犯罪被害者等に対する理解の促進やセンターの認知度向上の取組は重要と認識しており、センター及び県警察と協働して「鳥取県被害者支援フォーラム」、「被害者支援を考える公開講座」等広報啓発を実施してきた。</p> <p>また、住民の生活に密着した様々なサービスや、地元の人的なネットワークを有している市町村において、犯罪被害者等支援条例を制定していくことが、犯罪被害者支援等の啓発や機運醸成につながると考え、市町村に対して条例制定を働きかけた結果、令和2年度に6町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、北栄町）で条例が制定され、犯罪被害者等に対する見舞金制度を開始された（県1/2補助）。</p> <p>引き続き、各市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を促すとともにフォーラムや広報等を通じて、犯罪被害者支援の機運とセンターの認知度を高めていく。</p>